

第3章 計画の内容

第1節 地域における女性の活躍推進

(1) 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会は生きがいのある暮らしや介護、育児、防災、防犯のための助け合い、清掃活動等の住みよい環境づくり等、市民が日常生活を送るための重要な基盤となっています。その地域の活動主体である自治会・町内会、公民館、PTA等では会長等役員は男性が担い、活動そのものは女性が担う事例が多く見受けられてきました。

本市においても、自治会長に占める女性の割合は増加傾向にありますが、平成30年4月現在では8.2%（61自治会中5自治会、福岡県男女共同参画推進状況調査）にとどまっています。このほか小学校PTA会長の女性比率16.7%（6小学校中1小学校、同調査）、中学校PTA会長の女性比率0.0%（4中学校、同調査）、民生・児童委員の女性比率41.7%（72人中30人、同調査）となっています。しかし、人口減少と高齢化が進むなか、住みよい地域づくりを実現していくには、女性が自治会等の意志決定に参画していくことや働く世代の男女が活動を担っていくこと等、地域活動の担い手の多様化が求められています。

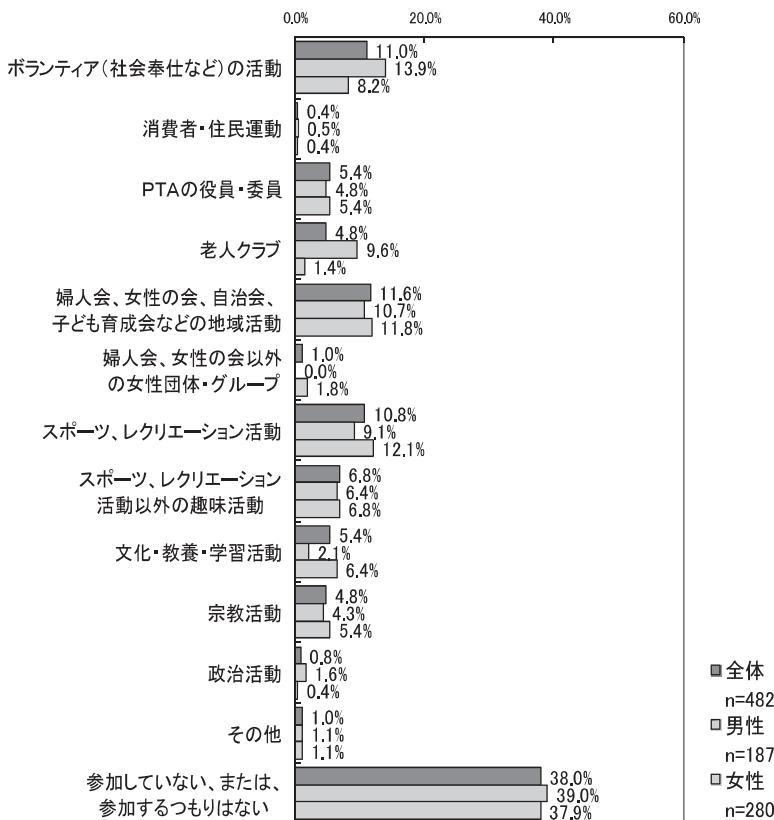
本市の地域の社会的貢献活動への参加状況（平成30年度中間市男女共同参画に関する市民意識調査、以下「30年度市民意識調査」と表記）をみると、現在、何らかの活動に参加している人は前回調査と同様少なくなっていますが、参加している活動の中では、「婦人会、女性の会、自治会、子ども育成会等の地域活動」、「ボランティアの活動」、「スポーツ、レクリエーション活動」が多くなっています。今後の参加意向をみると、「ボランティアの活動」に参加したいという人が20.5%で最も高く、現在参加している人が11.0%であることから、今後新たに参加してみたいという人が約1割いることがわかります。

女性が団体の長や代表者として選ばれた場合の就任意向については、71.8%の女性が団体の長や代表者にはなりたくないと回答しています（男性は59.9%）。「団体の長や代表者」は地域のさまざまな課題に対して解決策等の方針を決定する話し合いに関わる機会が多い立場ですが、多くの時間と労力をさかなければならぬことや話し合いの場に女性が出ていくことを慎ませるような何らかの阻害要因があり、そうした任務に対する忌避感の強さが際立っています。

有職者が地域活動に参加しやすくなるための条件整備としては、「男性も女性も対象に、仕事と家庭の両立を支援する体制の整備を図る」ことが最も求められており、前回調査と比べると、「地域活動参加に関する情報提供を増やす」と「労働時間を短くして余暇を増やす」という啓発よりも具体的な取り組みに係わる選択肢が増加しています。このことから、性別や就業状況等に関わらず、地域活動への参加を促し女性の活躍を促進するためには、仕事と家庭の両立を支援する体制整備、地域活動・地域貢献の重要性の啓発、地域活動についての情報提供、企業等と連携した労働時間の短縮策等が必要であることがうかがえます。

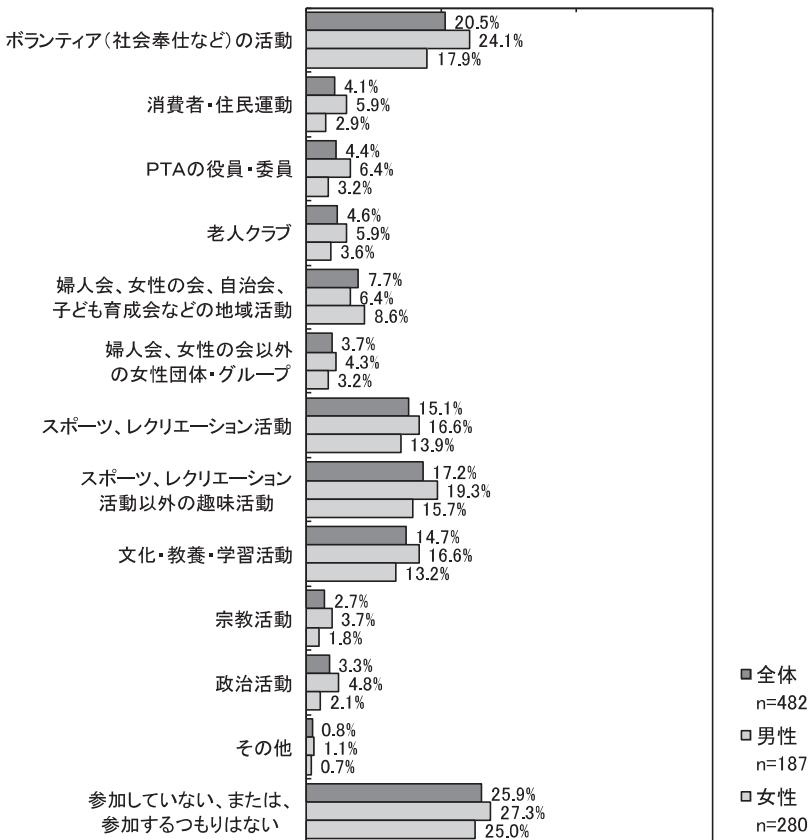
男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画するためにも、地域コミュニティにおける男女共同参画の環境づくりが重要です。

現在参加している活動 【全体、性別】



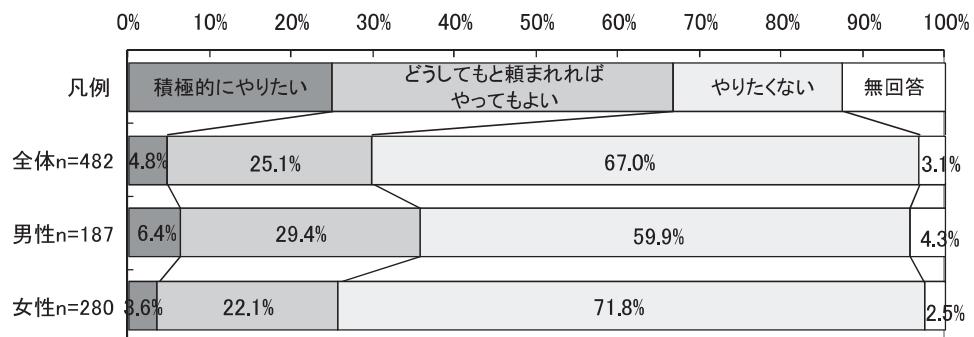
※30年度市民意識調査

今後の引き続き(あるいは新たに) 参加してみたい活動 【全体、性別】



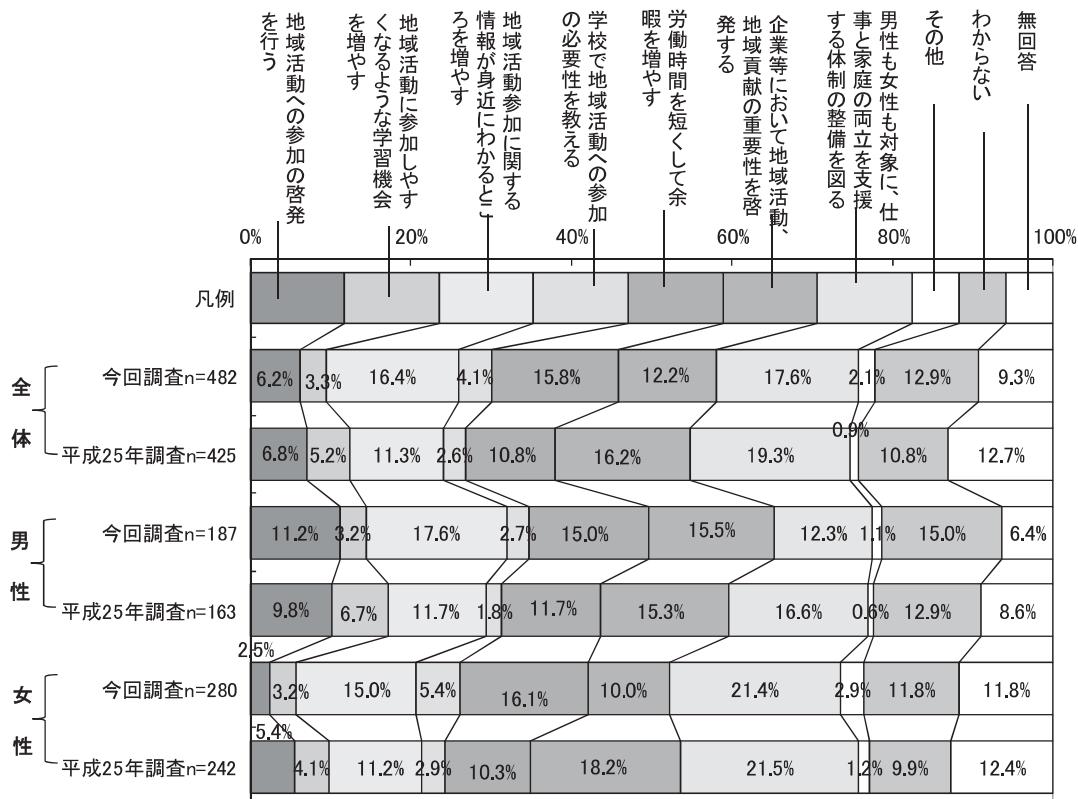
※30年度市民意識調査

団体の長や代表者として選ばれた場合の就任意向 【全体、性別】



※30年度市民意識調査

有職者が地域活動に参加しやすくなるために必要なこと 【全体、性別】(前回調査比較)



※30年度市民意識調査

◎ 具体的施策

①地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

1) 地域活動における男女共同参画を推進する。

- 自治会長並びに民生児童委員等及び人権擁護委員の地域指導者に対し、男女共同参画社会への理解促進のための学習会・講演会等を実施するとともに男女共同参画に関する情報の提供を行う。

【担当課】安全安心まちづくり課、生涯学習課、人権男女共同参画課、福祉支援課

2) 地域活動を通じた子育てに関する啓発を図る。

- 男女共同の子育てに関するサークル活動・ボランティア活動の促進等の情報の提供を行う。

【担当課】こども未来課、安全安心まちづくり課

- 各校区のまちづくり協議会や民生児童委員協議会、小中学校 PTA役員会等に、男女共同参画の視点に立った子育ての啓発を推進する。

【担当課】こども未来課、安全安心まちづくり課、生涯学習課、福祉支援課

- 各校区のまちづくり協議会の協力の下、地域の人々が協働して子育てを支援していく意識を広めるための啓発を行う。

【担当課】こども未来課、安全安心まちづくり課

②地域社会における男女共同参画の推進

1) 男女が平等に地域役員を担える環境づくりを進める。

- 自治会やNPO・ボランティア団体等の実態を把握し、男女が地域の役員を担える環境づくりを推進する。

【担当課】安全安心まちづくり課、人権男女共同参画課

2) 男女共同参画に関する理解促進のための研修会を実施する。

- 地域での多世代学び合いを促進するために、自治会長、民生児童委員等の地域指導者を対象に、地域コミュニティが直面する身近な課題等関心が高いテーマについて、男女共同参画の講座や学習会を開催し、男女共同参画に対する理解・認識の向上を図る。

【担当課】安全安心まちづくり課、生涯学習課、健康増進課(保健センター)、人権男女共同参画課

- 市内の女性団体ネットワーク組織「女性ネットなかま」等をとおして、男女共同参画社会への環境づくりに努める。

【担当課】人権男女共同参画課

3) 男女が平等に地域リーダーとして十分に活動できる意識改革を推進する。

- 自治会長の自主学習会等各種機会を捉えて、地域役員等に男女平等意識改革に関する啓発を推進する。

【担当課】安全安心まちづくり課、生涯学習課、人権男女共同参画課

- 男女が平等に地域のリーダーとして活躍できるよう、男女共同参画の公民館講座を実施し、指導者の育成・支援体制を推進する。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

(2) 政策・方針決定の場への女性の参画促進に向けた意識改革の推進

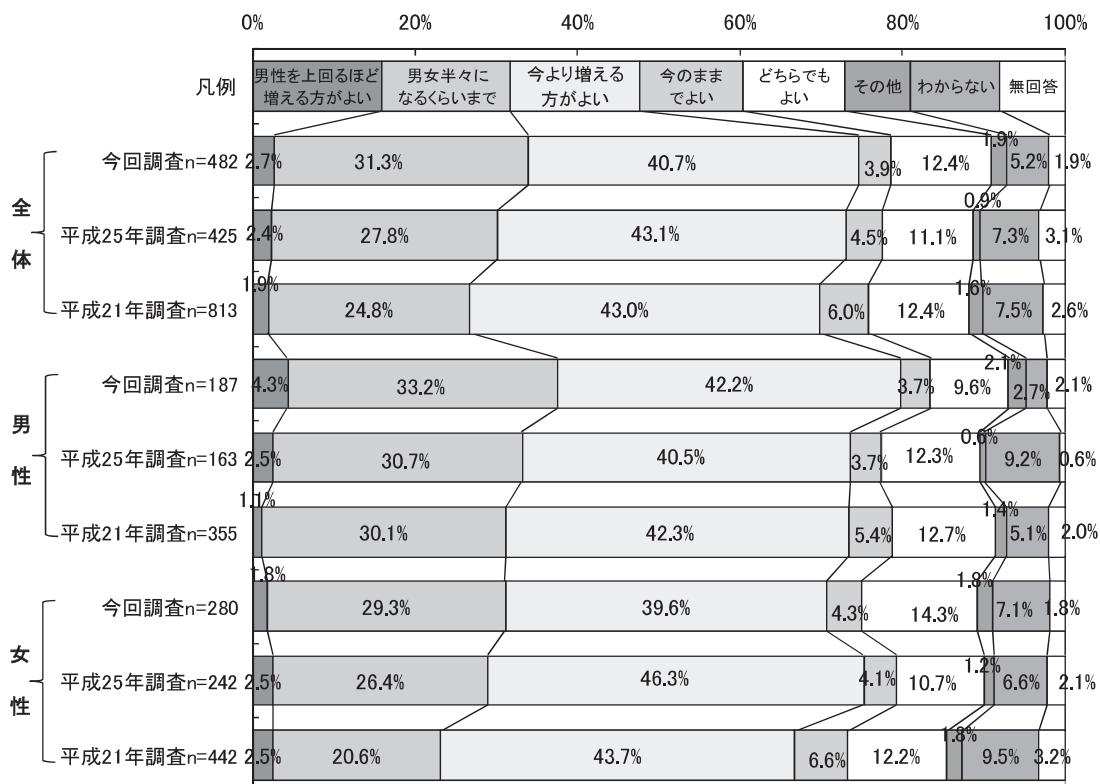
政策・方針決定過程への女性の参画へは国を挙げて取り組んでおり、「2020年30%」という目標を掲げています。これは、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とするものであり、国の第4次基本計画においても、女性活躍推進法の着実な施行とともに、さらに踏み込んだ実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取り組みや、将来指導的地位に成長していく人材の層を厚くするための取り組みを進めています。

30年度の市民意識調査においても、「政策決定の場等への女性の参画」について改善を望んでいる人が7割台となっていますが、女性で改善を望んでいる人の割合は前回25年調査の75.2%から30年度は70.7%に減少しています。

中間市における審議会・委員会等への女性の登用率をみると、平成30年4月1日現在で35.3%（地方自治法第202条の3に基づく審議会等における登用状況）及び36.4%（地方自治法第180条の5に基づく委員会等の女性の登用状況）となっています。市議会における女性議員は平成30年度で16人中4人（女性比率25.0%）であり、女性の増加傾向は見られるものの30%には達していません。

女性の参画を促進するには、女性の能力開発・人材育成による職域拡大、管理職登用に努めることが柱となります。そのためには、意志決定における男女共同参画を阻害する要因と促進する要因を十分に議論、検討した上で、女性自身の意識改革に向けた研修会・勉強会の開催、地域における女性リーダー養成と人材発掘等に努め、女性が積極的に参画できる環境づくりが必要です。

政策決定の場等の女性の参画について [全体、性別] (前回、前々回調査比較)



※30年度市民意識調査

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等（抽出）の女性の登用状況

審議会等	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性の割合（%）
市区町村防災会議（会長を含む）	32	5	15.6
市区町村防災会議（委員のみ）	31	5	16.1
民生委員推薦会	5	2	40.0
国民健康保険運営協議会	16	6	37.5
介護認定審査会	47	23	48.9
環境審議会	12	0	0
地方青少年問題審議会	18	5	27.8
公民館運営審議会	14	5	35.7
社会教育委員会	8	2	25.0
スポーツ推進審議会	14	5	35.7
図書館協議会	7	5	71.4
市区町村都市計画審議会	12	1	8.3
市区町村国民保護協議会	19	3	15.8
障害程度区分認定審査会	10	5	50.0
中間市子ども・子育て会議	17	9	52.9
中間市要保護児童対策協議会	43	28	65.1
人権擁護委員協議会（中間市の委員数）	6	3	50.0
中間市人権教育啓発審議会	13	3	23.1
中間市男女共同参画審議会	11	6	54.5
中間市地域密着型サービス運営協議会	9	2	22.2
中間市地域包括支援センター運営協議会	9	2	22.2
中間市奨学資金貸付審議会	5	1	20.0
中間市予防接種被害調査委員会	7	0	0
中間市歴史民俗資料館運営協議会	6	0	0
中間市働く婦人の家運営委員会	7	3	42.9
中間市行政不服審査会	5	0	0
中間市政治倫理審査会	6	2	33.3
中間市情報公開・個人情報保護審査委員会	5	1	20.0
中間市個人情報保護制度運営審議会	5	1	20.0
中間市コンプライアンス委員会	5	0	0
中間市屋外広告物審議会	9	1	11.1
中間市民生委員児童委員協議会	72	30	41.7
中間市障害支援区分認定審査会	10	5	50.0

※福岡県 中間市 男女共同参画推進状況調査（平成30年4月1日現在）

地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等（抽出）の女性の登用状況

審議会等	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性の割合（%）
教育委員会	5（委員長含む）	2	40.0
選挙管理委員会	4	2	50.0
監査委員	2	1	50.0

※福岡県 中間市 男女共同参画推進状況調査（平成30年4月1日現在）

◎ 具体的施策

①政策・方針決定の場における女性の登用促進

1) 女性委員の割合を、2023年度（新元号5年）末までに40%を達成する。

- 女性の社会参画を推進するため、市の各種審議会及び委員会等に女性委員の積極的な登用を各課に要請する。

【担当課】企画政策課、人権男女共同参画課

2) 女性公務員の職域拡大を促進する。

- 固定的な性別役割分担を解消するため、女性職員の職域拡大を推進する。

【担当課】総務課

3) 女性職員の管理職登用を促進する。

- 女性の多様な実務経験を踏まえた能力の評価を促進し、女性の管理職への登用に努める。

【担当課】総務課

②女性人材の育成と人材リストの充実

1) 女性の地域リーダー養成講座を開催する。

- 男女共同参画講座等を開催し、女性の地域リーダーの発掘・養成に努める。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

2) 各分野で活躍する女性人材リストを作成し活用を図る。

- 市の審議会等に女性の登用を促進するため、企業や地域等で活躍している女性リーダーの人材リストを作成し活用する。

【担当課】人権男女共同参画課

3) 女性の能力開発のための研修会を開催する。

- 女性の能力開発のための研修会や学習会を行う。

【担当課】人権男女共同参画課

- 県の海外研修「女性研修の翼」等の交流事業の参加者や、ホームステイ・ホームビジットを行う市民の活動を支援し国際交流を推進する。

【担当課】安全安心まちづくり課、人権男女共同参画課

(3) 防災・災害時における男女共同参画の推進

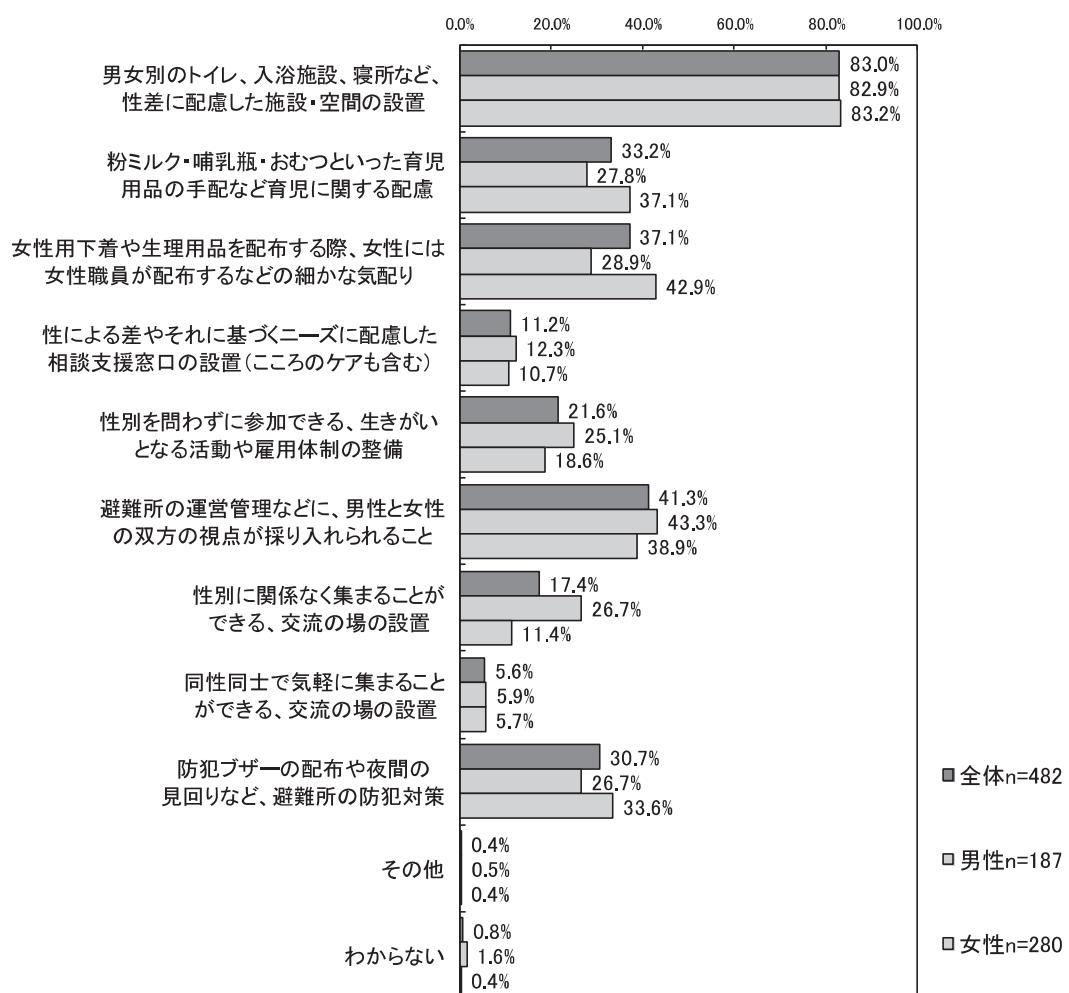
東日本大震災や豪雨等自然災害での被災時には、家族の世話を行いながら、水や食料の確保、家の片付け等の増大した家庭的責任が女性に集中しました。避難所によっては、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られたりしたという報告もあります。このような過去の災害対応における経緯をもとに、国は2013年（平成25年）5月31日に、「男女共同参画の視点からの防災・復興取組指針」を定めました。

この指針では、「災害リスク軽減」（災害が起こる前に、災害に対する脆弱性やリスクの軽減を目的とした対策を講じる、もしくは、自然現象による悪影響や被害を防ぐ、または最小限にすることを目的とした対策を講じる）という概念とともに、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されています。

中間市においては、豪雨による遠賀川の氾濫等の自然災害が発生するおそれがあります。30年度市民意識調査によると、「男女別のトイレ、入浴施設、寝所など、性差に配慮した施設・空間の設置」が男女ともに8割台となっているほか、「避難所の運営管理等に、男性と女性の双方の視点が採り入れられること」を望む方の割合が、男女ともに4割台となっており、性差及び性の多様性に配慮した対応が望まれています。

以上のようなことから、防災における男女共同参画の推進が重要な課題となっており、政策や方針決定の場に、男女の意見が必要とされています。

避難所での望ましい民間および行政の支援 [全体、性別]



※30 年度市民意識調査

◎ 具体的施策

①防災分野における女性の参画の拡大

1) 防災分野における政策・方針決定過程に女性の参画を拡大する。

- 防災会議や水防班に女性の参画を促す。

【担当課】安全安心まちづくり課

②男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策の推進

1) 防災・災害復興対策について、事前に性の多様性の視点から検討する。

- 中間市水防計画に女性及び性の多様性に沿った視点を取り入れ、性差や性の多様性に配慮した施設・空間の設置等の対応を行う。

【担当課】安全安心まちづくり課

第2節 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進

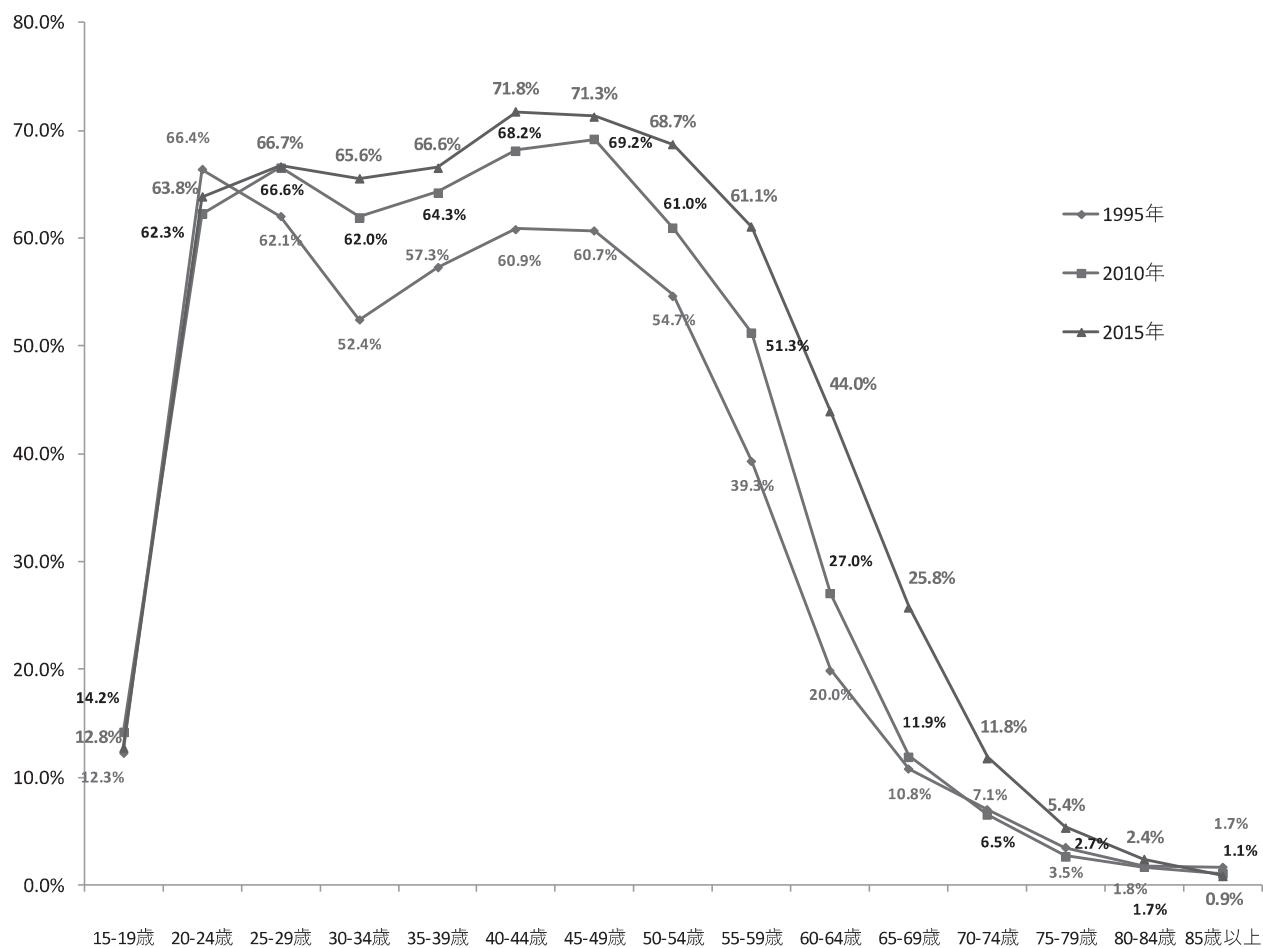
(1) 雇用の場における男女平等の促進

わが国では、20歳代後半から30歳代にかけて女性の労働力率の低下が見られ、M字型曲線という特徴が見られてきました。この凹み（M字）は改善されてきましたが、子育て世代の女性の労働力率が高いスウェーデンでは山型を描いており、日本とは大きな差が見られます。これは、出産・育児期において女性がいったん就業を中断し、その後再就職するパターンが多いことを意味しています。中間市における女性の就業率の推移をみると、1995年（平成7年）の時点では典型的なM字型曲線となっていますが、2015年（平成27年）では凹みが解消されています。ただし、家事や育児等の家庭内での役割分担はさほど進んでいないのが実情です。

女性の進出を促進するための条件として、30年市民意識調査では、「都合で一度退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する」に次いで、「育児や介護のための施設・サービスの拡充」が上位に挙げられており、育児や介護が女性により負担がかかっていることがうかがえます。

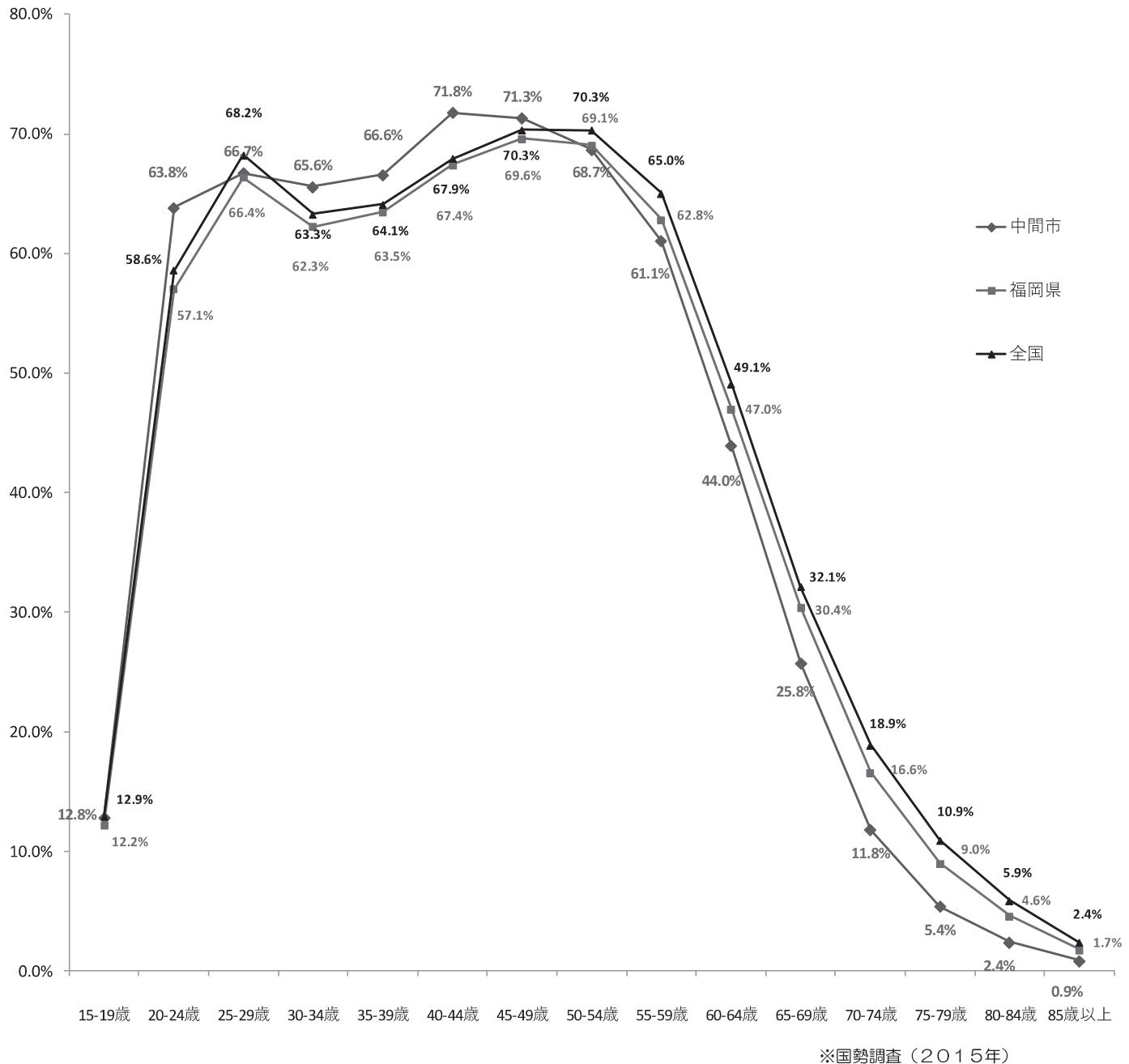
女性と男性が均等な扱いを受け、意欲と能力に応じた待遇を受ける社会をめざすため、男女が双方に理解し合うことをはじめ、男女を問わず能力開発と意識変革のための学習機会の提供等、それぞれが能力を発揮して働くことができる環境を整備することが必要です。

中間市における女性の就業率の推移

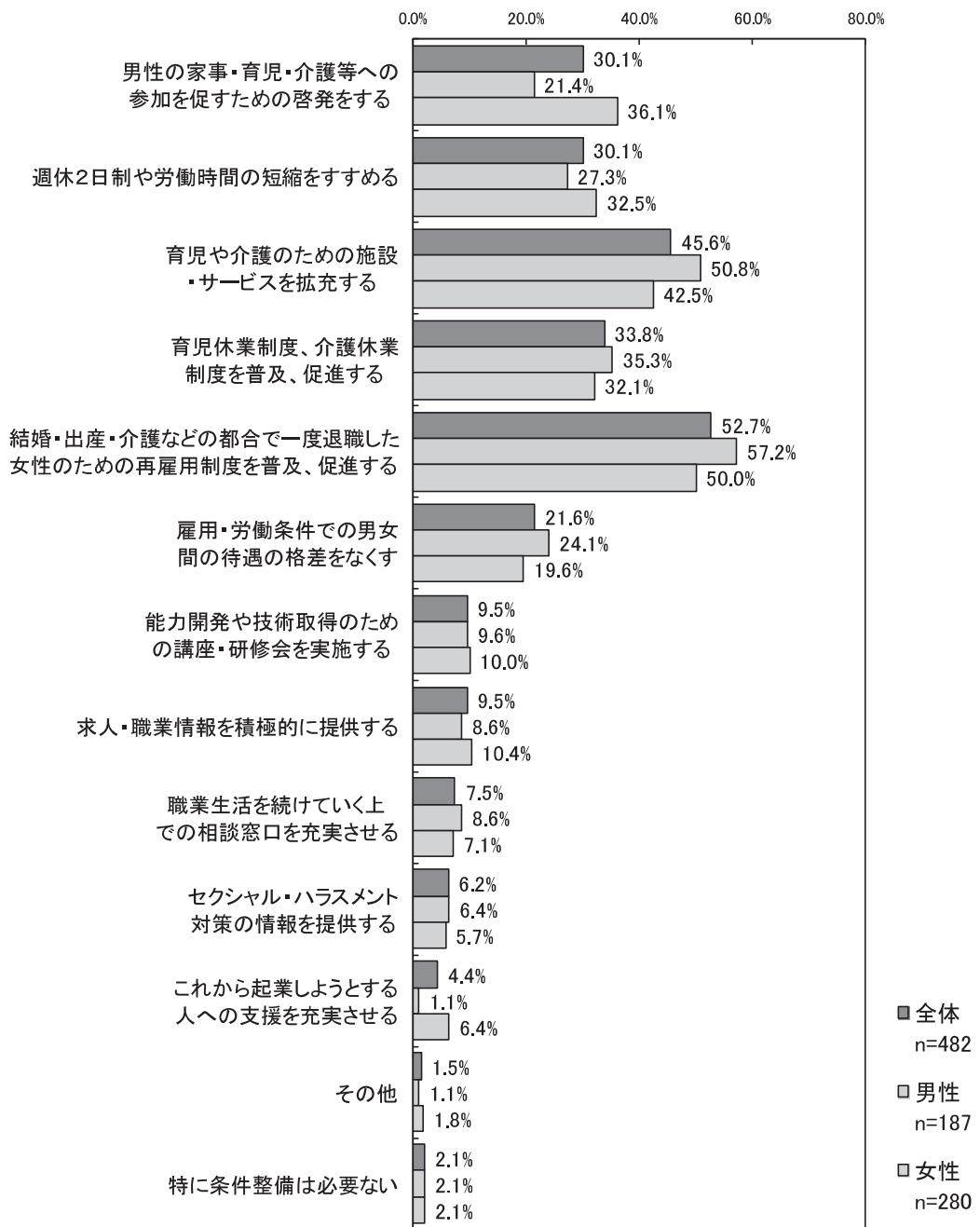


※各年国勢調査結果

女性の年齢階級別就業率の比較



女性の職場進出のための条件整備 [全体、性別]



※30年度市民意識調査

◎ 具体的施策

①事業所・事業主に対する男女平等意識の啓発活動

1) 男女雇用機会均等法や男女共同参画基本法を浸透させるための啓発活動を行う。

- 国・県等の関係機関と連携し、各事業所・事業主を対象とした「男女雇用機会均等法」や「積極的改善措置」等の周知・啓発を推進する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 性別による賃金や昇進、昇格等の格差是正のための啓発活動を行う。

- 国・県等の関係機関と連携し、市広報やパンフレット等で、事業所等の性別による賃金や昇進・昇格等の格差是正のための啓発活動を行う。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

3) 職場における男女共同参画に関する相談・支援体制の整備を推進する。

- 各事業所に国・県等の「企業内の相談・支援体制の整備」に関する資料・参考パンフレット等、情報の提供を行う。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

②女性が能力を発揮しながら安心して働くための支援活動

1) 女性従業員の研修への理解促進と参加ができる環境整備を推進する。

- 各事業所に女性従業員の男女共同参画の研修会へ参加を促すため、女性従業員に対する理解と環境整備を図ることを推進する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 働く女性のための各種情報の提供を図る。

- 働く女性が能力を発揮できるよう、国や県他市町等関係機関のさまざまな講演会・学習機会の情報を市の広報やパンフレット等で提供する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

3) 事業所内において女性の能力が発揮できる職域の拡大と体制の整備を啓発する。

- 国・県等の関係機関と協力し、各事業所・事業主に女性の能力が十分に発揮できる職場環境の整備を図るよう啓発する。

【担当課】産業振興課

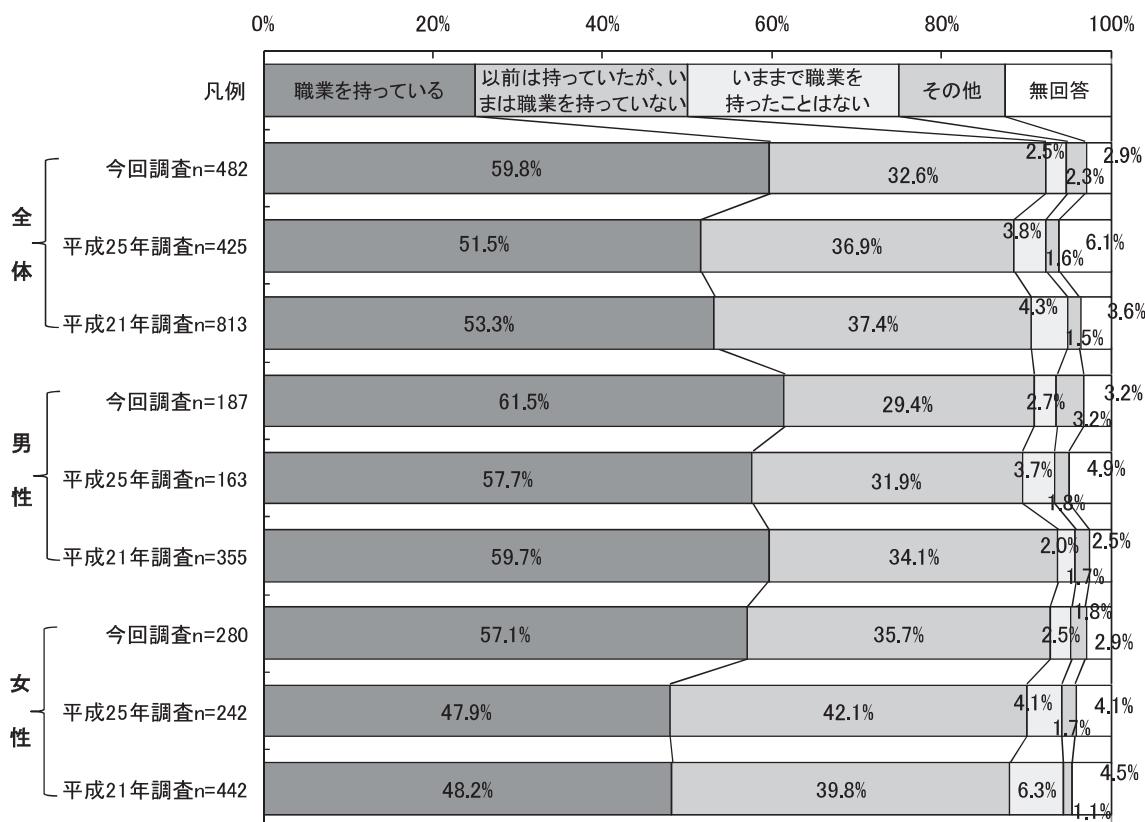
(2) 雇用環境の整備と就労支援

近年の就業形態は、全雇用者に占める「正社員」の割合が低下し、「パート」、「派遣」、「嘱託」等、正社員ではない形態で働く割合が男女とも高まっています。

30年度市民意識調査によると、「職業を持っている」のは59.8%で、3人に2人は就業している状況です。これを性別にみると、就業率は女性(57.1%)より男性(61.5%)の方がやや高くなっていますが、前回調査と比べ女性で「職業を持っている」の割合は9.2ポイント増加しており、男女の就業率の差が小さくなっています。また、女性が職業を継続する上での障がいとして、女性では「家族手当がつかないこと」という回答が25.6%と最も高いのに対し、男性では(8.7%)となっており、男女間の意識の違いが生じています。女性の2位以下の回答は、「賃金・給料の差」(23.1%)、「昇進・昇格」(18.8%)、「募集や採用人数」(16.3%)と続いています。前回調査と比べると、「家族手当がつかないこと」が増加傾向にあります。

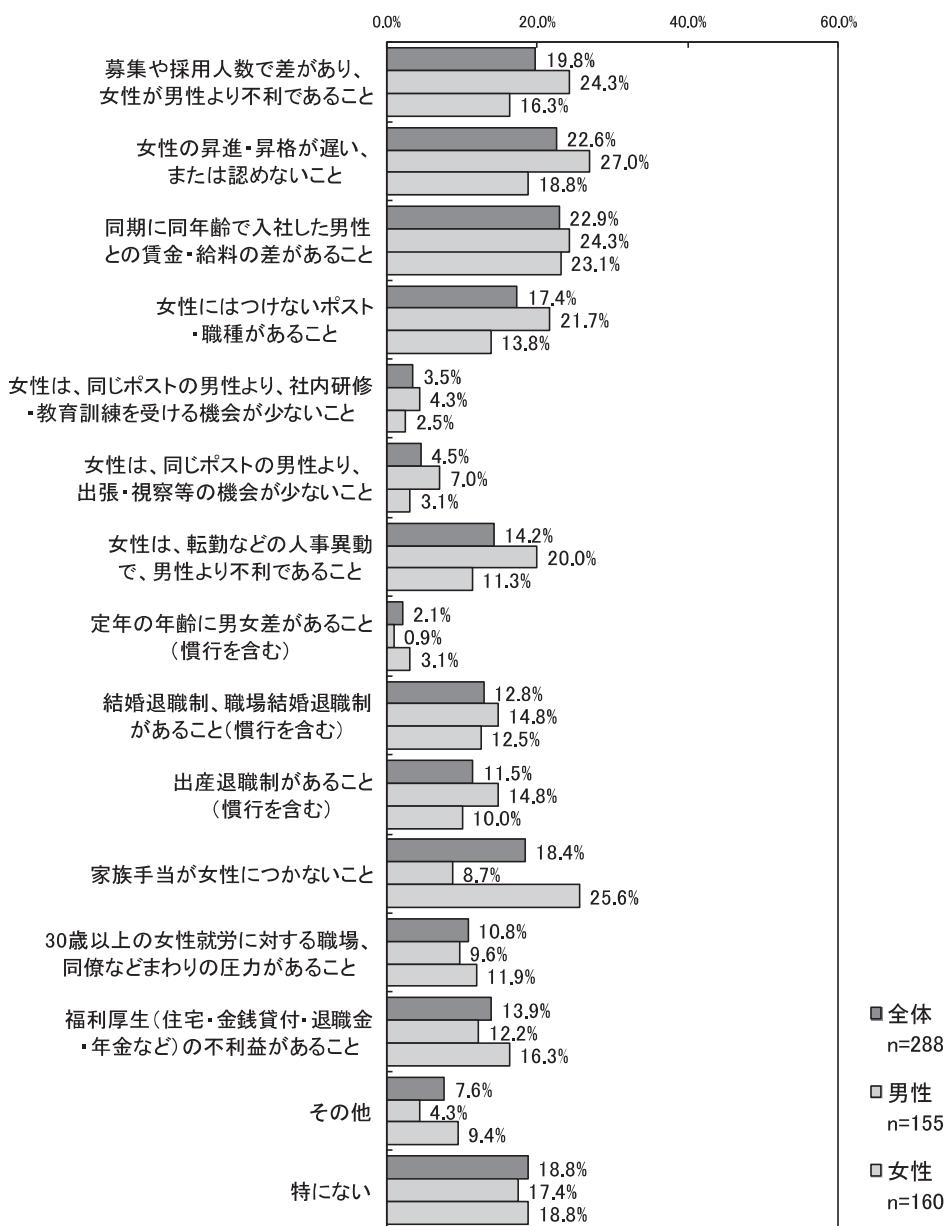
また、2007年(平成19年)に「改正男女雇用機会均等法」が施行され、企業に対してセクシュアル・ハラスメント(以下、セクハラという。)対策の強化が求められることになりました。これは、男女双方に対しての「性的嫌がらせ」を禁止しています。しかし、セクハラだと思われる行為のうち、行為を受けているにもかかわらず、それをセクハラだと認識していない人が多数みられます。また、実際にセクハラだと思われる行為を受けたことがある人の割合は女性が極めて高くなっています。男性も女性も働きやすい職場環境にするためにも、人権侵害行為であるセクハラ防止に対する啓発活動を行うことが重要です。

職業の有無【全体、性別】(前回、前々回調査比較)



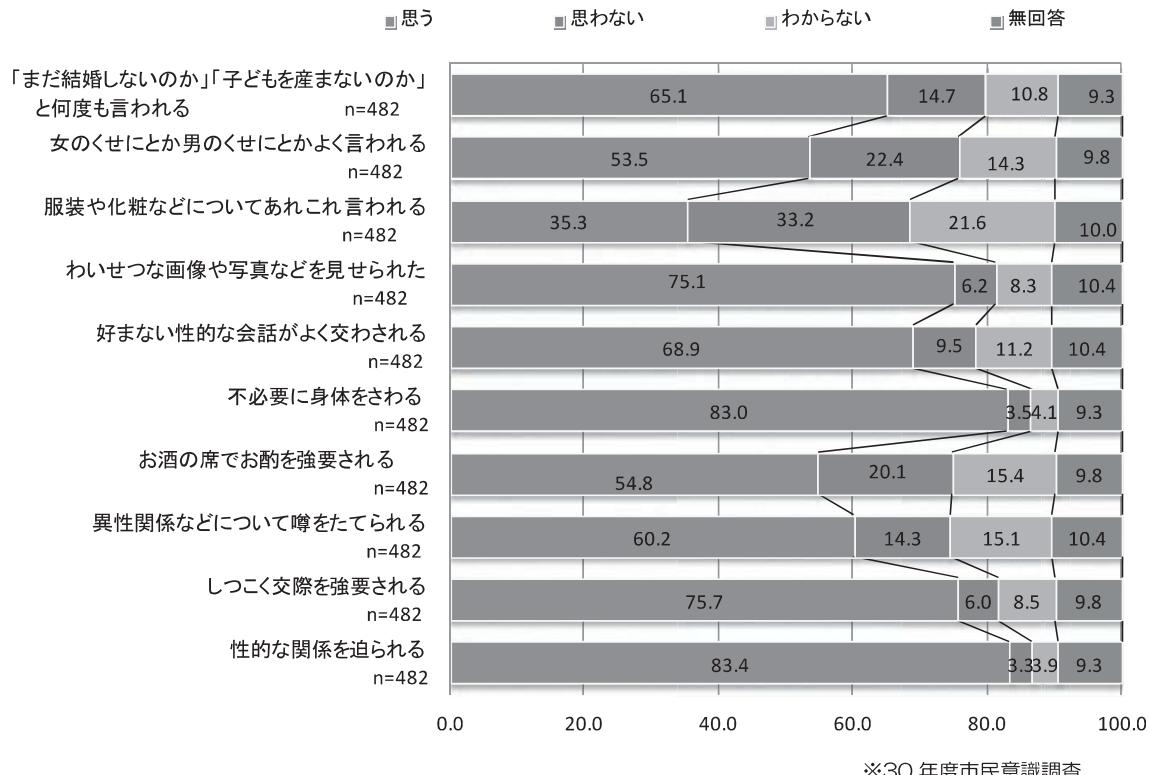
※30年度市民意識調査

女性が職業を続けていく上での障がい [全体、性別]



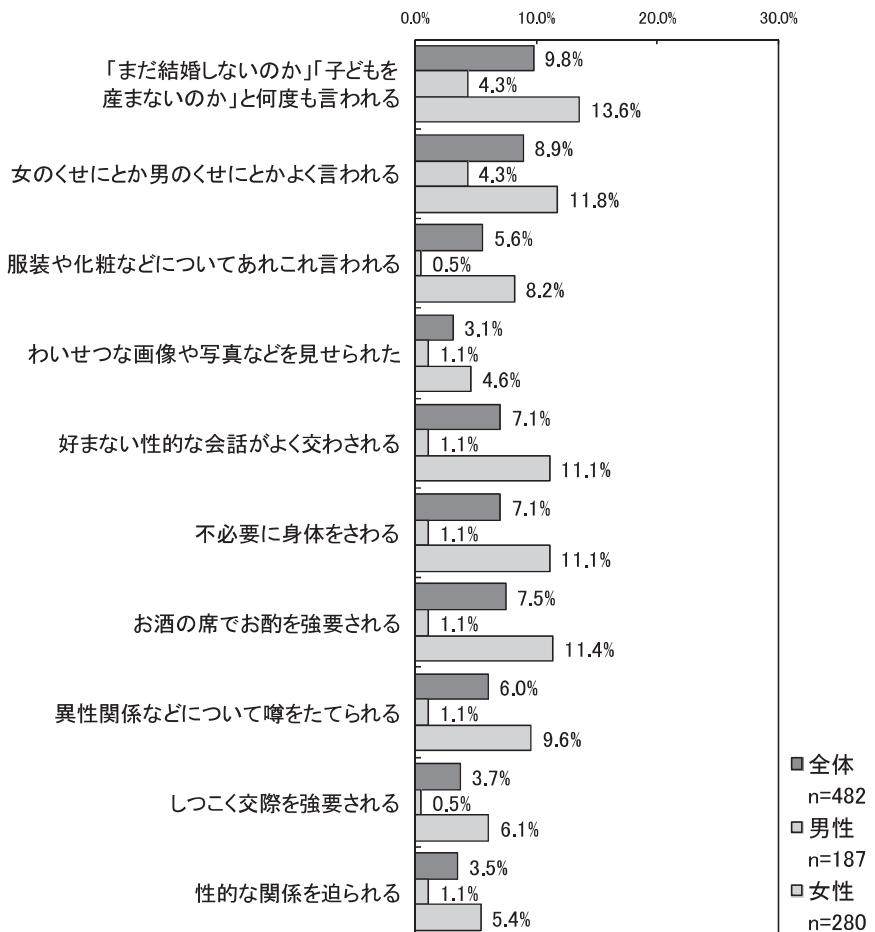
※30 年度市民意識調査

セクシャル・ハラスメントだと思う行為 [全体]



※30 年度市民意識調査

受けたことがある行為 [全体、性別]



※30 年度市民意識調査

◎ 具体的施策

①女性のための就職、再就業、就業継続のための支援

1) 就職、再就業希望者への情報提供を図る。

- 「マザーズハローワーク北九州」等、女性の就労に関する関係機関の情報の提供を行う。

【担当課】産業振興課

2) パートタイム労働者のための相談窓口を設置する。

- 事業所・事業主等へ、国や県等の関係機関と連携し、パートタイム労働者の相談窓口に関する情報の提供を行う。

【担当課】産業振興課

- パートタイム労働者の相談窓口の設置に向けて、国・県等の職員研修会等に参加を推進する。

【担当課】産業振興課

②事業所内における女性が働きやすい労働環境の整備

1) パートタイム就業規則等事業所内の労働指針作成の普及・啓発に努める。

- 国・県と連携し、各事業所に「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」等に示された、パートタイム労働者の労働に関するガイドラインの作成を行うよう普及・啓発を推進する。

【担当課】産業振興課

2) 事業所内のセクシュアル・ハラスメント防止に対する啓発活動を推進する。

- 国・県等の関係機関と連携し、各事業所にセクハラ防止パンフレットの配布等事業所内のセクハラ防止を呼び掛けるとともに、市の広報やホームページ等で啓発を推進する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

- 庁内の職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するために職員の研修指導を行う。

【担当課】総務課、人権男女共同参画課

3) 仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進する。

- 事業所内に従業員の子の保育ができる場所を設置する等、女性が仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりのために、国・県等の関係機関とともに啓発を推進する。

【担当課】産業振興課、こども未来課、人権男女共同参画課

- 母親が働く地域で、職場内保育ができる保育所の設置・充実をめざし、事業所へ関係資料等を配布し啓発を行う。

【担当課】人権男女共同参画課

(3) 農業及び自営業等における女性の地位向上

地域の活性化には農業や商工自営業に携わる女性の活躍が欠かせません。地域と深い関わりを持つ農業や商工自営業で女性が活躍できるよう、女性の能力を発揮した農業や商工業の経営への参画や農村や商店街等における男女共同参画をさらに進めていくとともに、人の交流や定住を促す取り組みや地域資源を活用した新たな商品やサービスの開発や起業等でも女性の能力が発揮できる環境を整えていくことが必要です。

中間市の農家数をみると 75 戸と少なく、そのうち主農家数は 14 戸となっており、他は副業的農家です。主に米・麦の生産を行っています。このうち 73 戸が「家族経営体」です。経営者以外に経営方針の決定参画者がいる 50 戸のうちわけをみると、男性の経営者が多い 47 戸のうち女性の経営方針決定参画者がいるのが 37 戸、男女の経営方針参画者がいるのが 1 戸となっており、女性の経営方針決定参画者の割合は福岡県全体と同様の 78.7% となっています(2015 年農業センサス)。

また、公務を除く民営事業所数は平成 28 年度で 1,458 事業所(従業者数 10,700 人)となつてあり(平成 28 年経済センサス)、女性が経営に関わっている場合もあります。女性の視点を活かした女性による起業を支援するため、あらゆる情報の提供や研修体制の整備等、女性の経営参画意識や経営管理能力をサポートするための様々な支援策を充実することが求められています。

女性の能力と個性が十分に発揮できるようにするには、外部との交流や意見交換の場を通して、知識を深める機会を増やすことが必要です。また、女性の仕事が正当に評価され、女性自身が経営管理・活動方針の場へ積極的に参画できるような環境整備に努めることが重要です。

販売農家における経営方針の決定参画者(経営者を除く。)の有無別農家数

	男 の 経 営 者			
	経営方針の決定参画者がいる			
		男女の経営方針決定参画者がいる	男の経営方針決定参画者がいる	女の経営方針決定参画者がいる
福 岡 県	14,010	1,918	1,068	11,024
	100.0%	13.7%	7.6%	78.7%
中 間 市	47	1	9	37
	100.0%	2.1%	19.1%	78.7%

	女 の 経 営 者			
	経営方針の決定参画者がいる			
		男女の経営方針決定参画者がいる	男の経営方針決定参画者がいる	女の経営方針決定参画者がいる
福 岡 県	663	109	382	172
	100.0%	16.4%	57.6%	25.9%
中 間 市	3	-	2	1
	100.0%	-	66.7%	33.3%

※2015年農業センサス

農業委員、農協における女性の参画状況（福岡県）

単位：%

	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年
農業委員に占める女性の割合	3.7	3.6	4.2	5.5	7.5	8.4
農協個人性組合員に占める女性の割合	18.8	21.0	22.0	23.8	25.0	25.8
農協役員に占める女性の割合	7.5	7.9	7.3	7.3	7.5	8.0

平成28年度福岡県男女共同参画白書

家族経営協定の締結数、女性農業者による起業数（福岡県）

単位：件

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
家族経営協定の締結数	2,388	2,427	2,504	2,567	2,606
女性農業者に起業数	221	251	265	272	284

平成28年度福岡県男女共同参画白書

★「家族経営協定」

家族農業経営は、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬等の就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

◎ 具体的施策

① 農業及び自営業等の世帯の女性に対する地位向上のための支援活動

1) 男女共同参画に対する意識改革に向けた啓発を推進する。

- 農業・自営業に従事する人に男女共同参画に関する県等の研修会等の情報提供を行う。

【担当課】産業振興課

- 農業・自営業と異なる業種に携わる女性との意見交換等、意識改革に向けた各種研修会を開催する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 生産・加工や、経営管理技術等の能力向上を図る。

- 女性の能力向上を図るため、経営管理や生産技術に関する県等の情報を提供し、女性の経営参画を促進する。

【担当課】産業振興課

- 農業・自営業で働く女性のスキルアップにつながる研修を行う。

【担当課】産業振興課

3) 農業及び自営業等の世帯における「家族経営協定」の締結を推進する。

- 民間組織(農業協同組合・商工会議所等)及び県の関係機関等と協力して「家族経営協定」の情報を提供し、締結を推進する。

【担当課】産業振興課

② 農業及び自営業等における女性参画に対する啓発・支援活動

1) 農業及び自営業等の方針決定の場における女性の参画に努める。

- 民間組織(農業協同組合・商工会議所等)及び市の農業委員等に女性委員等の登用を促す。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

- 農業・自営業者に向け「方針決定の場への女性の参画」を促す資料の提供やパンフレットの配布等で、女性の参画を推進する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 農業及び自営業等の女性の起業に対する支援策を充実する。

- 農業及び自営業等に従事する女性に、生産技術・経営管理に関する研修への参加を促し、女性の能力の向上を図り、起業や経営参画を促進する。

【担当課】産業振興課

③女性の起業に関する支援

1) 起業をめざす女性に対する研修等を開催する。

- 国・県等の関係機関及び民間組織(商工会議所、金融機関等)と連携し、起業をめざす女性の講習会・研修会等を開催し、女性の社会進出を促す。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

- 県・北九州市等の男女共同参画センター等で開催される、起業をめざす女性及び起業した女性のための研修会に関する情報を提供する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 起業のための情報提供を行う。

- 国・県等の関係機関及び民間組織(商工会議所、金融機関等)から女性の起業に関する情報、日本政策金融公庫、県及び市の融資制度等の情報を提供する。

【担当課】産業振興課

第3節 男女の自立促進と生活・子育て支援

(1) ワークライフバランスの推進

女性の社会進出に伴い、女性が自らの意思で働き続けるためには、仕事と家庭が両立できるような社会環境を整備することが大きな課題になっています。

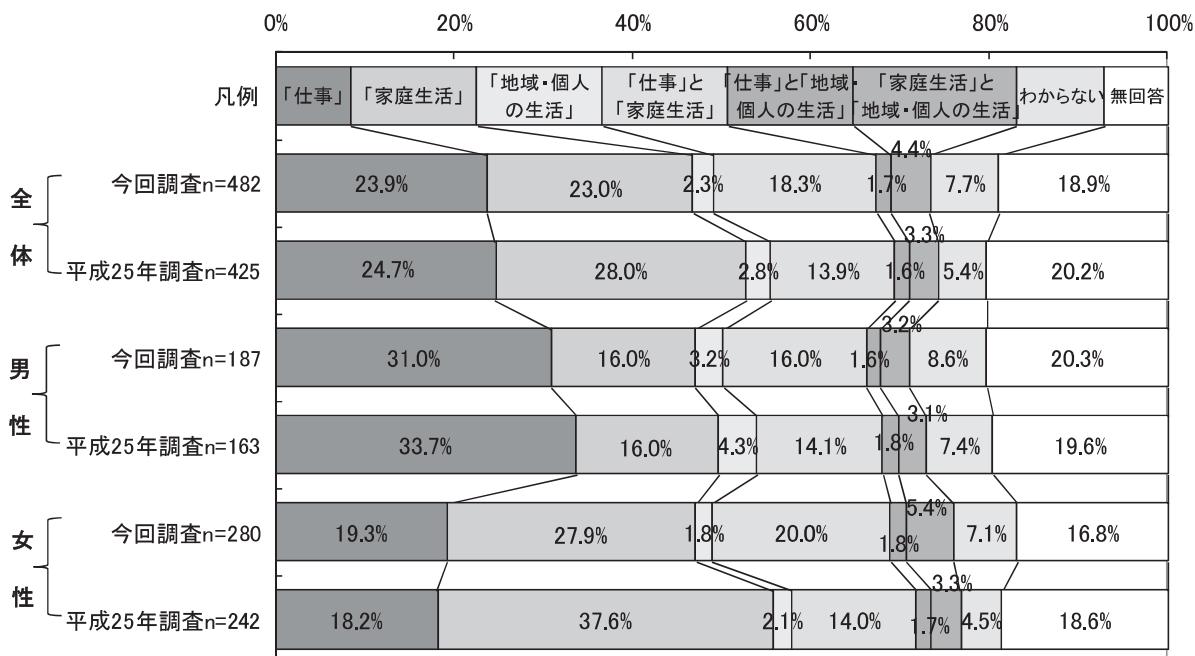
しかし30年市民意識調査によると、「仕事」と「家庭生活」や「地域・個人の生活」への時間の使い方では、理想と現実に大きな違いが見られます。男女ともに、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいという希望が最も高くなっていますが、現状では、女性は「家庭生活」(27.9%)、男性は「仕事」(31.0%)を優先している人の割合がそれぞれ最も高くなっています。

女性の現状で「家庭生活」を優先している人の割合をみると、前回調査は37.6%でしたが今回は27.9%に減少し、その分「仕事と家庭生活」を優先している人の割合が6.0ポイント増加しており、女性で有職の人が増加していることがうかがえます。

また、2016年(平成28年)の福岡県の雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査によると、出産者または配偶者が出産した者に占める育児休業取得者の割合は、女性94.6%、男性3.7%となっており、男性の取得率は低い状況にあります。これは、未だに男性が育児休業を取得しづらい風潮にあることが大きな要因と考えられます。

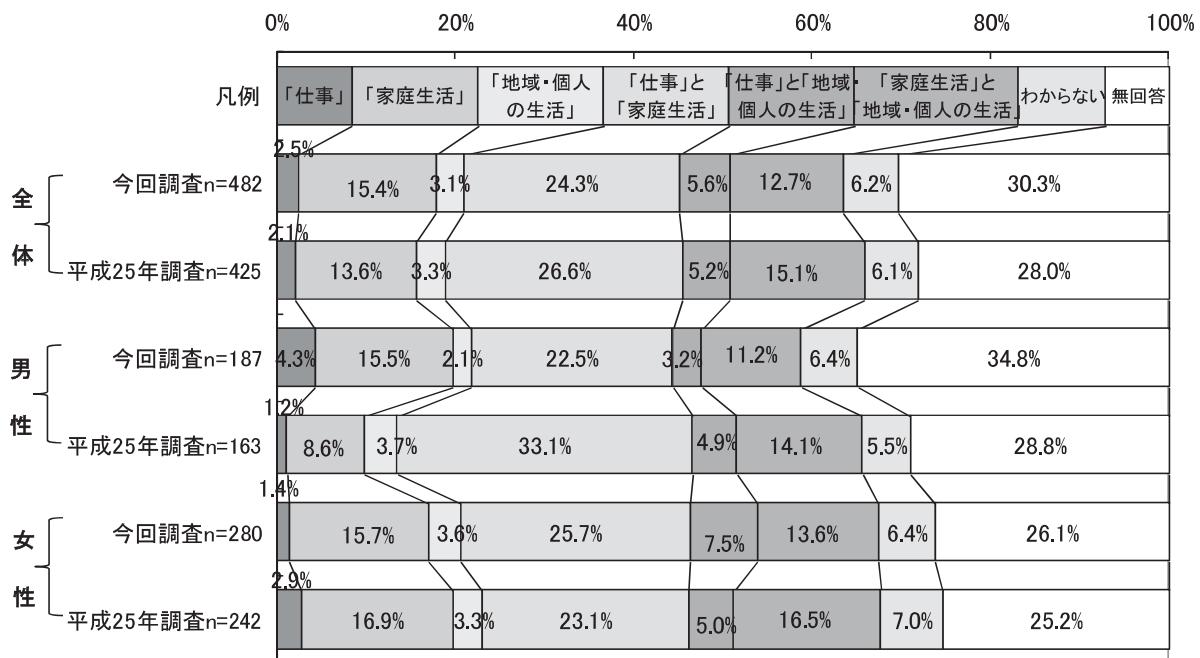
ワークライフバランス実現のために、企業だけでなく社会全体で取り組みを推進していかなければなりません。家庭生活は夫婦が共に担うものです。そのため、「育児・介護休業法」等の制度周知や職場の就業環境整備が不可欠であり、仕事と家庭が両立できるような社会環境を整備することが必要です。

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の中で優先するもの一現状 [全体、性別] (前回調査比較)



※30年度市民意識調査

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の中で優先するもの—希望【全体、性別】（前回調査比較）



※30年度市民意識調査

男女別育児休業取得率の推移（福岡県） 単位：%

性別	H22年 2010	H25年 2013	H28年 2016
女性	89.6	92.2	94.6
男性	0.7	0.6	3.7

※福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」結果

平成28年の育児休業取得率の算出方法

$$\text{育児休業取得率} = \frac{(2) (1) \text{ のうち、現在までに育児休業を取得した人数 (平成28年12月31日までに育児休業を予定している人を含む)}}{(1) \text{ 平成27年1月1日～平成27年12月31日までに出産した人数} \\ (\text{男性は配偶者が出産した人数})}$$

★「ワークライフバランス」

仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すもの。

◎ 具体的施策

①ワークライフバランスのための啓発活動、相談体制の充実

1) 家庭内における男女の対等な仕事の役割分担のための啓発を図る。

- 男女が共に育児・介護を分担した家庭生活を送ることができるよう、ワークライフバランスへの理解・認識を図る講習会・学習会及び啓発を推進する。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

2) 育児・介護休業制度の普及・啓発と定着を促進する。

- 市職員(特に男性)の育児・介護休業制度の利用を推進する。

【担当課】総務課

- 市民や事業所等へ、国や県等の育児・介護休業制度に関する情報を提供する。

【担当課】人権男女共同参画課、産業振興課

3) ワークライフバランスのための相談体制の整備を図る。

- 働く女性の仕事や家庭の悩みについての相談体制の整備を図る。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

(2) 子育て支援の充実と児童の健全育成

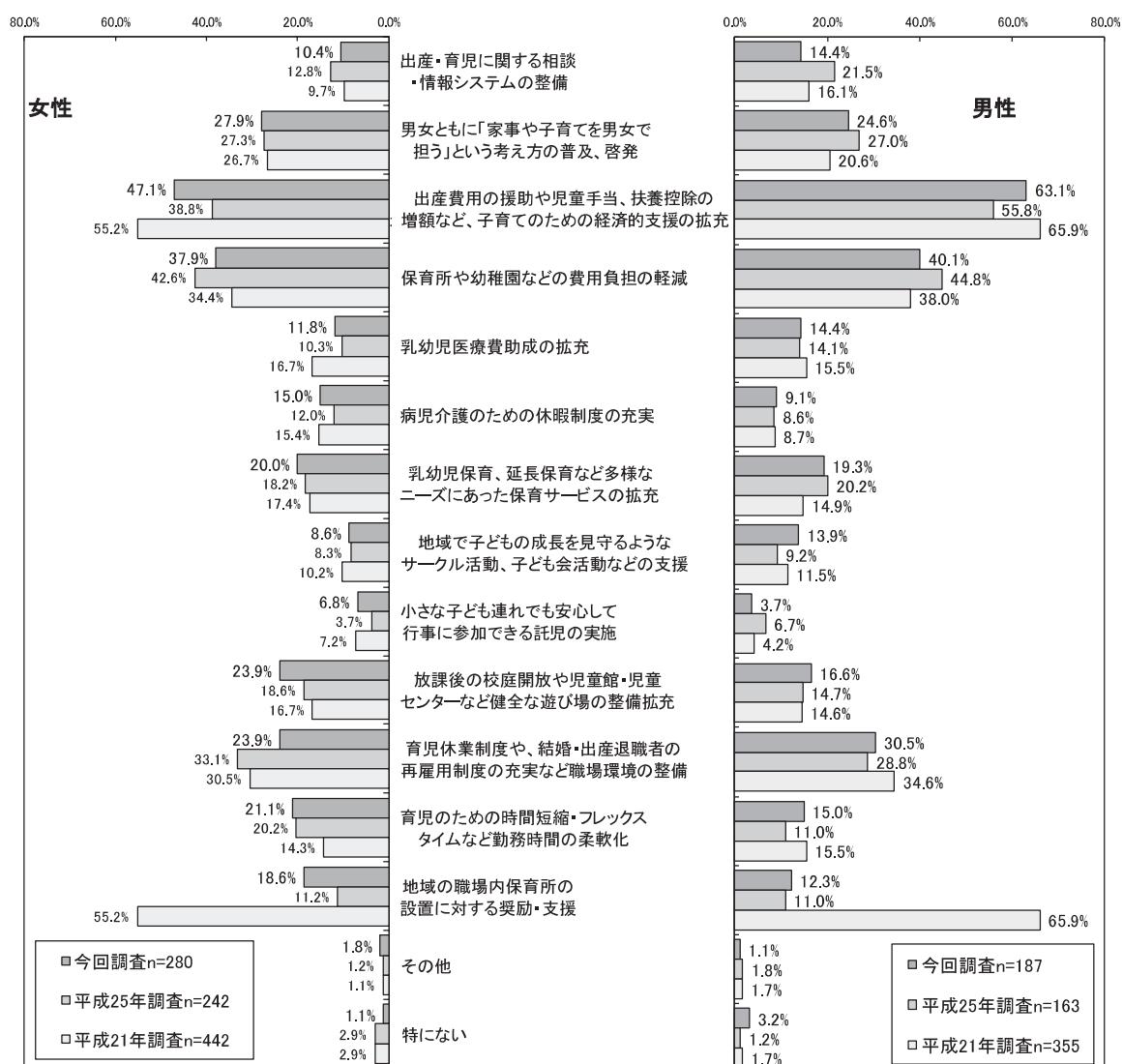
児童は、「児童憲章（1951年制定）」「児童の権利に関する条約（1994年批准）」によって健やかに成長することが保障されており、そのことを社会全体で守っていかなければなりません。しかし、児童虐待等の問題が発生しており、地域社会や家庭内における子育て支援体制の強化が重要となっています。

こうした児童に関するあらゆる問題への対応を円滑に行うために、2000年（平成12年）に「中間市はばたけ子どもネットワーク（中間市児童虐待防止連絡協議会）」が設置され、個別ケース会議を実施し早期発見と適切な支援に努めています。

30年度市民意識調査によると、安心して子どもを産み、健やかに育てる社会にするために望むこととしては、「子育てのための経済的支援」等が上位にあがっており、その割合は前回と比較して増加しています。一方で、前回増加していた「保育園・幼稚園等の費用負担の軽減」や「出産・育児の相談・情報システムの整備」はやや減少しています。

中間市では、県内で最も低廉な保育料を維持しており、今後も男女が共に責任を担い、子どもを安心して産み育てることができるよう、相談支援等の各種支援制度の充実、支援体制の一層の整備、拡充を進めていくことが必要です。

安心して子どもを産み、育てるために行政に期待すること【性別】（前回、前々回調査比較）



※30年度市民意識調査

◎ 具体的施策

①子育て環境の整備

1) 各種子育て支援施設の整備、サービスの充実を図る。

- 市内の保育所・幼稚園や各小中学校との連携を深め、早期療育からの一貫した総合的支援を実践する。

【担当課】こども未来課、健康増進課（保健センター）

- 「中間市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援施設の整備及びサービスの充実を図る。

【担当課】こども未来課

- 子育て支援サービスの充実を図るため、職員研修会・講習会等に参加を推進する。

【担当課】こども未来課

2) 子育てに関する相談体制の充実を図る。

- 人と人とのつながりを大切にした、保護者や地域の人たちが安心・信頼できる子育て相談窓口の充実を図る。

【担当課】こども未来課

- 専門機関と連携を図り、子どものこころやからだの発達相談・療育相談を充実させ、早期療育からの一貫した総合的支援体制の充実を図る。

【担当課】こども未来課

- 「すくすく赤ちゃん広場・わんぱく広場」等で保育士・助産師・保健師・栄養士等が行っている、育児相談や健康教育の充実を図る。

【担当課】健康増進課（保健センター）

- 市内全ての新生児の訪問活動で、子育てに関する相談業務の推進を図る。

【担当課】健康増進課（保健センター）

- 未成年者による子育てに関する相談窓口の充実及び支援を推進する。

【担当課】こども未来課

3) 子育てに携わる人に男女共同参画に関する研修等を実施する。

- 子育てに携わる市民を対象に、男女共同参画に関する講座・研修等を実施する。

【担当課】こども未来課、人権男女共同参画課

②子育て支援体制の機能強化

1) 更なる専門相談員等の資質向上を図る。

- 専門相談員の自主研修や市外で開催される研修会に参加をする。専門スタッフによる療育研修会等を開催する。また、外部講師の招聘を検討する。

【担当課】こども未来課

- 保育士として、発達心理等、より専門性を高める研修会等を開催する。

【担当課】こども未来課(さくら保育園)

2) 各種子育て支援の関係機関等との連携を強化する。

- 子育てを支援するため、各施設・相談窓口等と連携強化し子育て支援を推進する。

【担当課】こども未来課

- 関係機関と連携し情報の共有化を図りながら、保護者への情報提供等一貫した総合的な子育て支援体制を強化する。

【担当課】こども未来課

③多様な子育て支援サービスの充実

1) 障がい児保育、時間外保育、病後児保育及び一時保育を充実する。

- 障がい児保育等、多様な保育サービスの充実を図る。

【担当課】こども未来課

- 障がい児を受け入れる体制の拡大及び遠賀・中間医師会にある病児・病後児保育室等を周知し、活用を図る。

【担当課】こども未来課

- 市民の保育ニーズを把握し、地域のバランスを考慮しながら、保育所施設の運用・充実を図り、多様な保育サービスを推進する。

【担当課】こども未来課

2) 放課後児童クラブを充実する。

- 市内の放課後児童クラブ(学童保育)のサービス充実を図る。

【担当課】こども未来課

3) ファミリー・サポートの事業の推進を図る。

- シルバー人材センターでの育児支援サービスについて広く周知を図る。

【担当課】介護保険課

(3) 生活上の困難に直面する世帯への支援

近年、家族形態が多様化し、母子・父子のひとり親家庭も増加の傾向にあります。

国勢調査によると、中間市におけるひとり親家庭の母子世帯数は、全国平均と比較しても高い傾向にあります。また、全国的に見ると、父子家庭における父親の67%が正社員であるのに対し、母子家庭の母親においては39%であり、47%の母親は派遣またはパート・アルバイトとして働いている状況があります（平成23年内閣府全国母子世帯等調査）。

このように、経済的にも精神的にも不安定になりがちなひとり親家庭等が、自立して安定した生活を送ることができるよう、相談業務を充実させ、経済的支援や生活支援を行うことが重要です。

また、最近の経済・雇用情勢は好調と言われていますが、生活上の困難を抱える人々は減少していません。女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者に対する施策の影響は、女性の方が強く受けます。さらに、女性であることには加え、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であることからくる複合的な困難を抱える場合があります。このように、高齢者、障がい者、外国人等さまざまな困難を抱える人々が直面する問題を解決するには、福祉サービスの充実を図るとともに、市内に生活する外国人が安心して生活できる環境整備が必要です。

ひとり親家庭の状況

単位：人

一般世帯数	母子世帯数		母子世帯数		
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
中間市	17,414	424	2.43%	31	0.18%
福岡県	2,201,037	40,071	1.82%	3,646	0.17%
全国	53,448,685	754,724	1.41%	84,003	0.16%

資料：平成27年国勢調査

ひとり親世帯の就業状況

	総 数	就業している	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
母子世帯の母の就業状況											
平成18年	総 数	(100.0)	(84.5)							(14.6)	(0.9)
			(100.0)	(42.5)	(5.1)	(43.6)	(*)	(4.0)	(1.2)	(3.5)	
平成23年	総 数	1,648	1,328	523	63	629	8	35	21	49	248
		(100.0)	(80.6)								(72)
			(100.0)	(39.4)	(4.7)	(47.4)	(0.6)	(2.6)	(1.6)	(3.7)	(15.0)
父 子 世 帯 の 父 の 就 業 状 況	平成18年										
	総 数	(100.0)	(97.5)							(2.5)	(-)
			(100.0)	(72.2)	(2.6)	(3.6)	(*)	(16.5)	(3.1)	(2.1)	
平成23年	総 数	561	512	344	10	41	8	80	7	22	30
		(100.0)	(91.3)								(19)
			(100.0)	(67.2)	(2.0)	(8.0)	(1.6)	(15.6)	(1.4)	(4.3)	(5.3)

資料：平成23年内閣府全国母子世帯等調査

◎ 具体的施策

①ひとり親家庭の子育て、就学支援

1) ひとり親家庭の子育て支援と生活支援を図る。

- 「ひとり親家庭等医療費助成」及び「児童扶養手当」等様々な制度を、市の広報やホームページ等で紹介し、ひとり親家庭の支援を図る。

【担当課】こども未来課、健康増進課

- 県営住宅のひとり親に対する倍率優遇措置制度の周知を行う。

【担当課】都市整備課

2) ひとり親家庭の就学支援を行う。

- 小・中学校において、各家庭の実態把握に努めるとともに、教育相談を定期的に行い、ひとり親家庭等の支援の充実を図る。

【担当課】学校指導課

- 経済的理由から就学困難な児童生徒の学用品費等の一部を援助する就学援助制度を、市の広報・ホームページや小・中学校を通じて保護者への周知を図る。

【担当課】学校教育課

②高齢者・障がい者の各種支援制度の充実と相談体制

1) 豊かな老後を送るための各種福祉制度に関する学習、啓発を推進する。

- 高齢者の経験や知識を活用した社会参加や生きがいづくりの一環として「ボランティア講師派遣事業」を実施し、さらにボランティア講師同士の情報交換や指導者の技術向上を図る研修会等を開催する。

【担当課】安全安心まちづくり課

- 市民活動の活性化を図る様々なボランティア活動の拠点として、NPO・ボランティア同士の連携を深めるため、ボランティアセンターをさらに充実させ、市民への啓発活動を推進する。

【担当課】安全安心まちづくり課

- シルバー人材センター事業を支援し、高齢者の生きがい対策を推進するとともに、能力を活かした地域づくりを推進する。

【担当課】介護保険課

2) 障がい者への福祉に関する相談体制の充実を図る。

- 障がい者の福祉について、相談しやすい環境づくりに努める。

【担当課】福祉支援課

③外国人が安心して暮らせる環境の整備

1) 外国人の支援体制の整備・充実を図る。

- 県や近隣自治体の男女共同参画センター等と連携し、男女共同参画に関する国際的な様々な情報を提供する。

【担当課】人権男女共同参画課

- 市内に在住する外国人を対象としたボランティア団体「日本語教室なかま」で、外国人が地域の中で孤立しないように支援する。

【担当課】安全安心まちづくり課

- 県や(財)福岡県国際交流センター等から配布される多言語版の外国人向け各種リーフレット等を市の施設等で配布する。

【担当課】安全安心まちづくり課

(4) 男女が共に介護を担う社会環境づくり

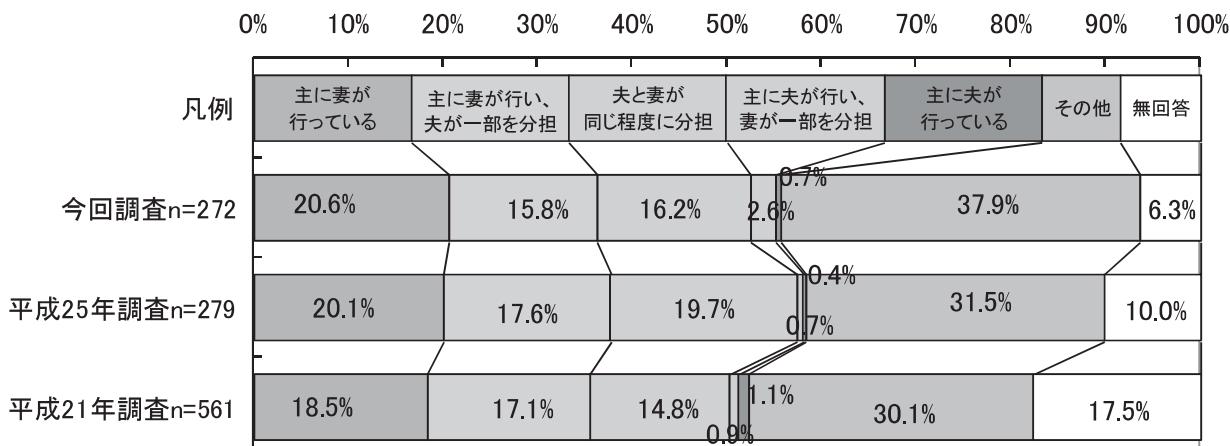
近年、介護を必要とする人の割合は増加傾向にあります。中でも、高齢者の介護・介助は女性が中心的役割を果たしています。

30年度市民意識調査によると、家庭内における介護は「主に妻が行っている」が20.6%、「主に妻が行い、夫が一部を負担」が15.8%となっていますが、「主に夫が行っている」と「主に夫が行い、妻が一部を負担」は合わせて3.3%に過ぎません。このことから、介護・介助等の軽減を図ることは女性に対する負担の問題を解決する側面をもっていることがうかがえます。

また、福岡県では介護や看病を理由に離職・転職した人の8割弱を女性が占めており、毎年2,000人から3,000人台に上ると推計されています。今後ますます高齢化が進むと予測されており、仕事と介護の両立は大変重要な課題となっています。

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できることは、これからの中高齢社会を考える上でも重要です。その実現のため、介護負担を性別、年齢を超えた共通の問題として、市民全体の意識を変えることが重要です。

家庭内における仕事の役割分担・親の世話（介護）をする【全体】（前回、前々回調査比較）



※30年度市民意識調査

介護・看護を理由に離職・転職した人の男女比

		平成24年10月 ～25年9月	平成25年10月 ～26年9月	平成26年10月 ～27年9月	平成27年10月 ～28年9月
全 国	女性の占める割合 (%) 離職・転職した女性の人数(人)	72.3 63,800	72.8 72,100	76.4 76,400	78.6 63,800
福 岡 県	女性の占める割合 (%) 離職・転職した女性の人数(人)	64.9 2,400	79.3 2,300	79.5 3,100	78.8 2,600

資料：各年内閣府就業構造基本調査

◎ 具体的施策

①介護しやすい社会環境づくり

1) 介護サービスの充実に努める。

- 「中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づいて、男女が共に介護を担う介護サービスの充実を図る。

【担当課】介護保険課

- 男女が共に介護を担う社会づくりのため、介護保険制度や介護の相談窓口業務の啓発を推進する。

【担当課】介護保険課

- 市民のニーズにあった介護サービスが提供できるよう、サービス内容の充実を図る。

【担当課】介護保険課

2) 精神ケアを促進する。

- 男女が支えあい、共に住み続けるまちづくりを目指すため、家庭内の介護に携わる人の抱える悩み等の相談窓口を充実する。

【担当課】介護保険課(地域包括支援センター)

- 家族のリフレッシュのために、被介護者のショートステイ利用の啓発をする。

【担当課】介護保険課(地域包括支援センター)

3) 介護に携わる人材の育成を図る。

- 介護サービスの提供を図るため、ケアマネージャー等指導者の資質向上を図るための人材育成を推進する。

【担当課】介護保険課

- 介護保険サービスガイド等に、介護等は男女平等で取り組むよう啓発記事を掲載し意識の浸透を図る。

【担当課】介護保険課

- 高齢者に対する介護は、男女共同参画の視点で行う等、介護に関する講演会等を行う。

【担当課】介護保険課、人権男女共同参画課

第4節 男女の健康づくりと暴力の根絶

(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

男女が心身ともに生涯を通じて健やかで心豊かに生きていくためには、健康であることが重要です。

国の調査結果をみると、性感染症の中でも梅毒の感染者が急増しています。また、HIV感染者は平成28(2016)年の新規報告件数が1,011件(前年1,006件)でしたが、2007年以降、2008年の1,126件をピークとして、年間1,000件以上を維持しており、これら性感染症に関する正しい知識の普及を図ることが必要となっています。

また、特に女性は妊娠・出産の機能がもたらす特有の健康問題があり、ライフスタイルを通じて男性と異なる健康上の問題が生じるため、女性特有の病気に留意しなければなりません。国の調査では、女性特有のがん死亡率、及び、人工妊娠中絶率において、福岡県は全国の中でも上位に位置してほか、ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験で「避妊に協力してくれない」「脅しや暴力により性的な行為を強要された」という「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)を侵害された経験も持つ人も少なくありません(45ページ★参照)。このため健康や生殖に関する予防等の正しい知識の普及を図ることが喫緊の課題となっています。母性機能の社会的重要性についての認識を浸透させるとともに、男女の性差に応じた健康づくりに対する理解を深める必要があります。また、「思春期」、「子育て期」、「更年期」といったライフステージ(生活周期)に応じた健康管理のための施策の推進も重要課題です。

性感染症報告数の年次推移

定点報告	H11年	H13年	H15年	H17年	H19年	H21年	H23年	H25年	H27年	H29年	
定点医療機関数	855	911	920	931	968	961	967	974	980	988	
淋菌感染症	総数	11,847	20,662	20,697	15,002	11,157	9,285	10,247	9,488	8,698	8,107
男	10,115	17,205	16,170	12,374	9,104	7,358	8,076	7,591	6,905	6,459	
女	1,732	3,457	4,527	2,628	2,053	1,927	2,171	1,897	1,793	1,648	
性器クラミジア感染症	総数	25,033	40,836	41,945	35,057	29,939	26,045	25,682	25,606	24,450	24,825
男	11,007	17,497	17,725	15,220	13,176	11,845	11,736	12,369	11,670	12,072	
女	14,026	23,339	24,220	19,837	16,763	14,200	13,946	13,237	12,780	12,753	
性器ヘルペスウイルス感染症	総数	6,566	9,314	9,832	10,258	9,223	7,760	8,240	8,778	8,974	9,308
男	2,975	3,957	4,075	4,129	3,757	3,078	3,292	3,493	3,540	3,694	
女	3,591	5,357	5,757	6,129	5,466	4,682	4,948	5,285	5,434	5,614	
尖圭コンジローマ	総数	3,190	5,178	6,253	6,793	6,197	5,270	5,219	5,743	5,806	5,437
男	1,820	2,814	3,299	3,795	3,472	2,981	2,987	3,356	3,589	3,382	
女	1,370	2,364	2,954	2,998	2,725	2,289	2,232	2,387	2,217	2,055	

※H11年は4月～12月の実績

全数報告	H11年 4～12月	H13年	H15年	H17年	H19年	H21年	H23年	H25年	H27年	H29年	
梅毒	総数	751	585	509	543	719	691	827	1,228	2,690	5,820
男	482	400	388	411	521	523	650	993	1,930	3,925	
女	269	185	121	132	198	168	177	235	760	1,895	

資料：厚生労働省「感染症発生動向調査」(平成29年は暫定値)

HIV 感染者及び AIDS 患者の年次推移（国籍別、性別）

診断区分	国籍	性別	S 60年 1985	H 2年 1990	H 7年 1995	H 12年 2000	H 17年 2005	H 22年 2010	H 27年 2015	H 28年 2016	合計（1985～2016年）	合計の%
HIV	日本	男	0	27	147	336	709	956	860	857	14,897	78.7
		女	0	10	19	32	32	41	38	28	942	5.0
		計	0	37	166	368	741	997	898	885	15,839	83.7
	外国	男	0	11	47	53	60	59	88	108	1,635	8.6
		女	0	18	64	41	31	19	20	18	1,446	7.6
		計	0	29	111	94	91	78	108	126	3,081	16.3
	合計		0	66	277	462	832	1,075	1,006	1,011	18,920	100.0
	AIDS	男	5	18	108	239	291	421	379	376	6,841	80.3
		女	0	3	11	21	11	15	11	18	377	4.4
		計	5	21	119	260	302	436	390	394	7,218	84.7
	外国	男	1	10	33	41	49	29	30	39	906	10.6
		女	0	0	17	28	16	4	8	4	399	4.7
		計	1	10	50	69	65	33	38	43	1,305	15.3
	合計		6	31	169	329	367	469	428	437	8,523	100.00

資料：厚生労働省エイズ動向委員会

女性特有のがん死亡率

がんの部位	地域	単位：人			
		H 17年 2005	H 22年 2010	H 27年 2015	H 28年 2016
子宮がん (女子人口10万人対)	福岡県	4.0	4.8	6.1	5.7
	全国	4.3	4.5	4.9	4.7
乳がん (女子人口10万人対)	福岡県	11.5	11.7	11.6	11.0
	全国	10.4	10.8	10.7	10.7

資料：各年厚生労働省人口動態調査

人口妊娠中絶実施率（15歳以上49歳女子人口千人対）

地域	単位：人			
	H 17年 2005	H 22年 2010	H 27年 2015	H 28年 2016
中絶実施率 福岡県	14.6	11.1	9.6	9.1
全国	10.3	7.9	6.8	6.4

資料：各年厚生労働省衛生行政報告例

★「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）

いつ何人子どもを産む産まないを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じた性と生殖に関する課題が広く議論されている。このようにライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障するもので、すべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。Reproductive·Health/Rights

◎ 具体的施策

①生涯にわたる健康づくりの支援

1) ライフステージに応じた健康教育等を推進する。

- 各種保健事業で、市民のライフステージに応じた健康教育を推進する。

【担当課】健康増進課（保健センター）

- 各種検診や健康教室等に多くの市民が参加できるよう、広報活動を充実させ、男女平等の精神で健やかな老後を送ることができるよう施策の充実を図る。

【担当課】健康増進課（保健センター）

2) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及を図る。

- 各種保健事業の中で「健康をおびやかす問題についての正しい知識」の普及に努める。

【担当課】健康増進課（保健センター）

- 学校教育の保健体育・学級活動・道徳の時間等を中心に、健康問題についての正しい知識の定着を図る。また、薬物乱用防止教室の充実に努める。

【担当課】学校指導課

3) 健康づくりとスポーツ活動を推進する。

- 市内の体育施設で、健康づくりをめざした各種スポーツ教室の開催を推進する。

【担当課】生涯学習課

- 健康づくりをめざした、各種健康教室や教室のOB会活動の支援を推進する。

【担当課】健康増進課（保健センター）

②性と生殖に関する健康についての理解の促進

1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての啓発を行う。

- 健康教室の中でリプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解と認識を深めるための啓発活動を行う。

【担当課】健康増進課（保健センター）、人権男女共同参画課

- リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての情報を、市の広報やパンフレット等で発信し、市民に対する啓発を推進する。

【担当課】健康増進課（保健センター）、人権男女共同参画課

2) HIVをはじめとした性感染症に対する正しい知識の普及を図る。

- 学校教育の中で、HIV を始めとした性感染症についての正しい知識の定着を図る。

【担当課】学校指導課

- 健康づくりハンドブックや健康教室の中で、HIV を始めとした性感染症を正しく理解し認識を深めるよう、啓発を推進する。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 性感染症に対する正しい知識の普及を図るため、市の広報や人権センターだより等で、特集記事を掲載し啓発を推進する。

【担当課】健康増進課(保健センター)、人権男女共同参画課

③妊娠・出産期における女性の健康支援

1) 母子保健対策を充実する。

- 妊婦健康診査、母子健康手帳の交付及び相談室、母親学級、両親学級、全新生児の訪問・乳幼児の教室等を実施し、妊娠・出産期における女性の心身の健康支援の充実を図る。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 妊娠出産期を捉え、両親学級を開催し、男女共同参画の視点に立った学習機会の充実を図る。

【担当課】健康増進課(保健センター)

(2) あらゆる暴力防止対策の推進

差別・偏見・暴力等は、個人の人権を著しく侵害するものであり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。人権に関する正しい認識を深め、尊重し、新たな価値観に基づいた男女のあり方を、個人はもとより社会全体で創り出していくことが、重要な課題となっています。

2016年（平成28年）の全国のストーカー事案の相談等件数は2万2,737件で、前年に比べ769件（3.5%）増加し、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の施行後から23年までに比べ、24年以降は高水準で推移しています。また、警察庁「平成28年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、被害者の88.8%が女性で、加害者の84.0%が男性となっています。また事件の凶悪化も留まる事がなく、連れ去り・暴行・殺人等の重大事件に発展するケースも多くなり、事態は深刻化しています。

また近年、配偶者・パートナー、介護者からの暴力やネグレクト（以下、「DV」という。）が顕在化しています。30年度市民意識調査においては、配偶者・パートナーからの暴力を受けたと回答した女性の割合が男性より高くなっています。DVは、個人や家庭の問題として捉えられるために周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化してしまうという特徴があります。

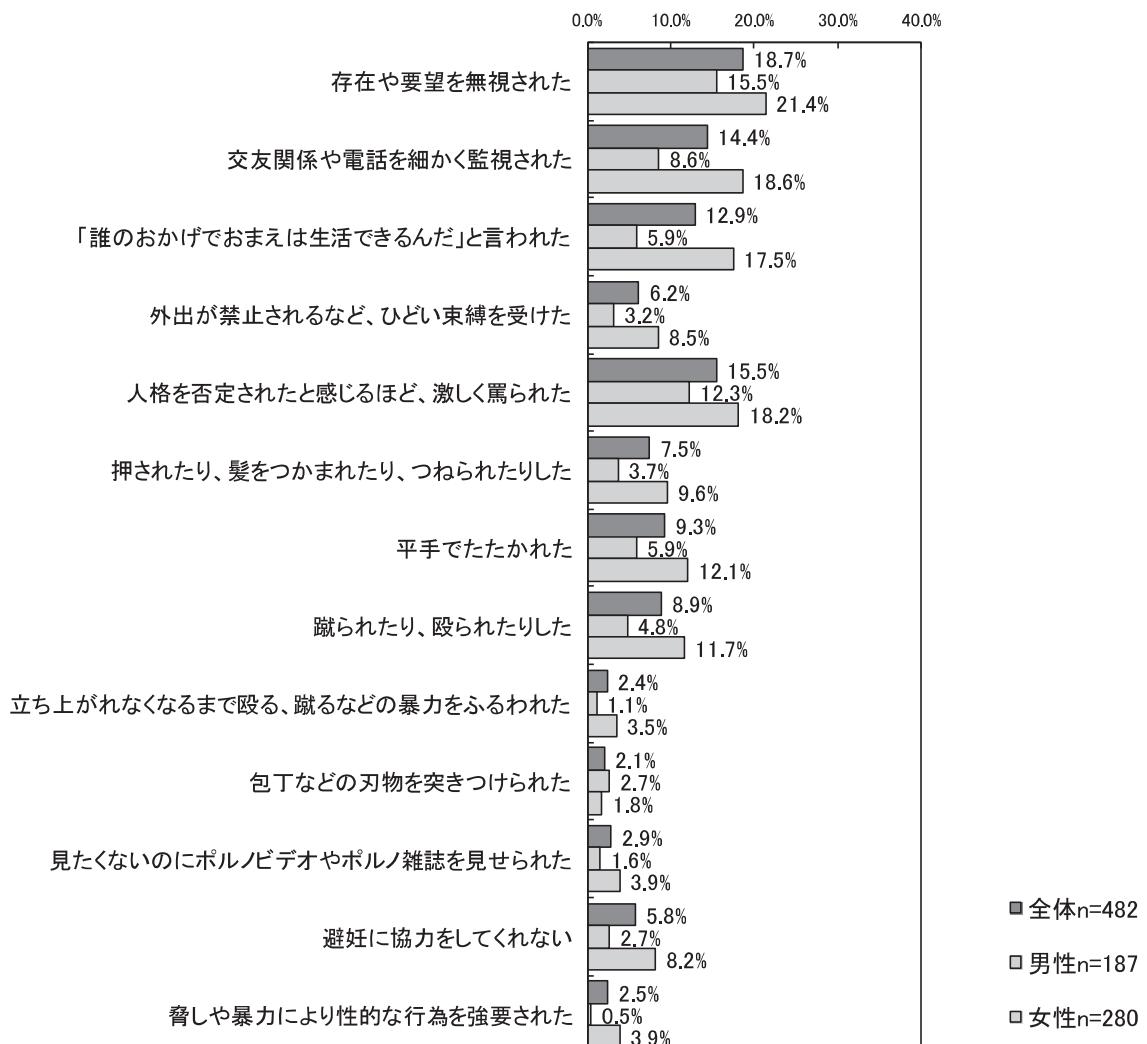
このため、2008年（平成20年）には「DV防止法」が改正され、強化されています。今後は、被害者に対する相談・支援体制等、関係機関との連携を図るとともに、さまざまな暴力に対する人権意識を高めることが重要です。

ストーカー事案の認知件数の推移

年	H14年 2002	H16年 2004	H18年 2006	H20年 2008	H22年 2010	H24年 2012	H26年 2014	H28年 2016
認知件数	12,024	13,403	12,501	14,657	16,176	19,920	22,823	22,737

資料：警察庁生活安全局生活安全企画課

パートナーからの暴力の有無 [全体、性別]



※30 年度市民意識調査

◎ 具体的施策

①性の尊厳と差別、偏見を無くすための啓発活動の推進

1) 個人の人権を守るための、各種媒体による啓発活動を充実する。

- 市の広報やホームページ等を通じてDV等人権を侵害する行為を防止するための啓発を推進する。

【担当課】人権男女共同参画課

- ホットラインカードを市内公共施設の女性トイレに設置し、相談窓口の周知を行う。

【担当課】人権男女共同参画課

2) 青少年に対する性の尊厳についての啓発活動を推進する。

- ヤングテレホン等で、青少年に関する相談窓口の充実・啓発を推進する。

【担当課】安全安心まちづくり課

- 学校教育では、指導計画・内容等の検討を行い、保健体育・道徳・学級活動等の授業を中心に、性の尊厳についての学習を推進する。

【担当課】学校指導課

- 性的虐待児に対する相談や支援、性に対する悩み相談、専門機関への紹介等の活動を推進する。

【担当課】こども未来課

②あらゆる暴力の根絶

1) DV等に関する学習会を開催する。

- 市民を対象とした児童虐待やDV等の暴力防止、また、中高生を対象にしたデートDVの防止のための学習会、講演会の開催を推進する。

【担当課】こども未来課、学校教育課、人権男女共同参画課

2) 関係機関との連携を強化し、DV被害者への24時間支援の充実を図る。

- DV防止等に関する市民への啓発活動の充実のため、民間団体等と連携し、被害女性の支援と相談窓口の周知の徹底を図る。

【担当課】人権男女共同参画課

- ヤングテレホンを窓口に、デートDV被害等に対しての支援を図る。

【担当課】安全安心まちづくり課(少年相談センター)

- 県や近隣市町村の女性相談窓口と連携し、DV被害者の情報の共有化を図り府内の支援体制の充実を図る。

【担当課】人権男女共同参画課

3) 相談窓口の周知と専門カウンセラーを育成する。

- 相談窓口の周知のため、県の関係機関と連携し、市の広報やパンフレット等の配布により啓発の充実を図る。

【担当課】こども未来課、介護保険課

- 相談員の資質向上を図るため、研修会等に積極的に参加し、各種相談窓口の充実を図る。

【担当課】こども未来課、安全安心まちづくり課、介護保険課、人権男女共同参画課

第5節 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進

(1) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進

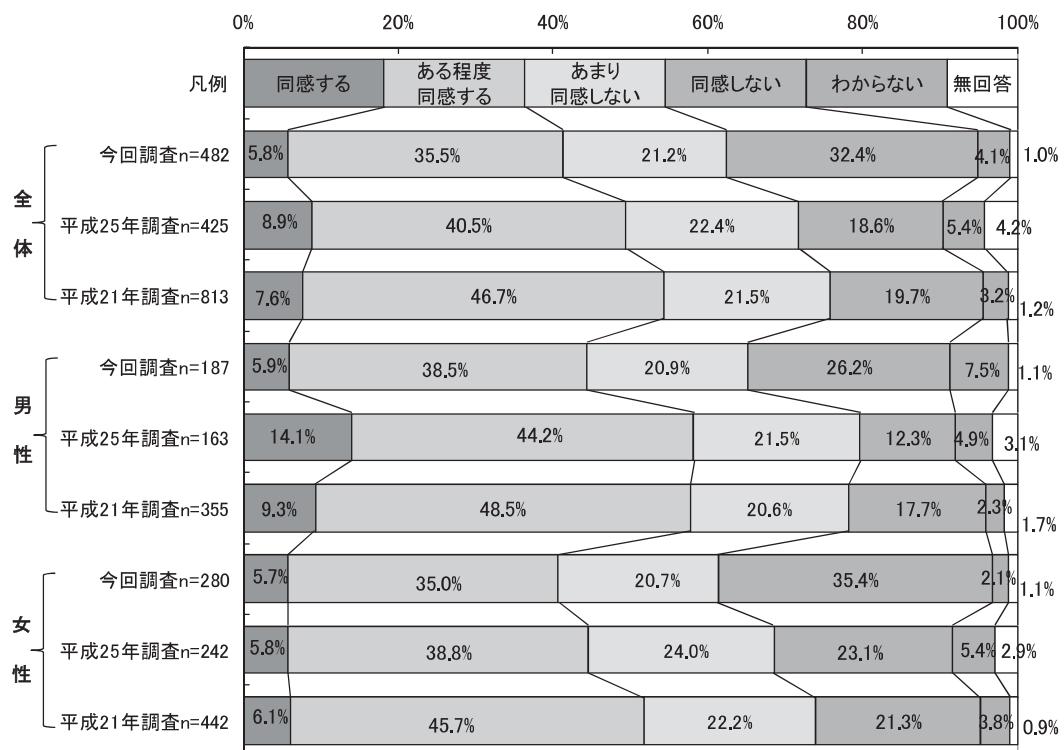
人々の意識のなかに長い時間をかけて形成されたものに、「性別役割分担意識」があります。この意識は「ジェンダー」（性別による生き方の枠づけ）の典型的なものであり、この性別役割分業に「反対（同感しない）」の割合の高くなることが、男女共同参画意識の浸透度を示すものとして重要視されています。この「男は仕事、女は家庭」に「同感しない／あまり同感しない」市民の割合は、前々回（平成21年）調査で41.2%、前回（平成25年）調査で40.0%と、これまでおよそ4割で推移してきましたが、30年度調査では全体で53.6%と半数を超えるました。男女別では、男性は47.1%で依然として半数未満でしたが、女性では56.1%に達しています。しかもその際、一定の留保の認められた「“あまり”同感しない」ではなく、はっきりと「同感しない」を選んだ人が、全体で32.4%（女性では35.4%）と高率となっています。明確な確信をもって性別役割分業（「男は仕事、女は家庭」）を否定する市民が増加しつつあることがうかがえます。

なお、中間市の反対割合（53.6%）は、平成26年の福岡県民調査（51.5%）や、平成28年の内閣府による全国調査（54.3%）と、ほぼ同水準となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、男女という性別にこだわらず、一人ひとりの個性や能力が尊重される社会を築き、あらゆる分野において男女平等の意識を深めるとともに、固定的な性別分担意識に影響を与えていた社会的な慣行にとらわれないように物事を見直す努力が必要です。

市民一人ひとりの意識改革や動機づけを図るため、各種イベント・学習会の開催等を中心とした効果的な広報活動等、行政が中心となった積極的な取り組みが重要です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について【全体、性別】（前回、前々回調査比較）



※30年度市民意識調査

◎ 具体的施策

①男女共同参画に関する啓発活動の推進

1) 国や県の男女共同参画強調週間に各種啓発活動を推進する。

- 国の「男女共同参画週間(6月23日～29日)」や県の「男女共同参画の日(11月第4土曜日)」の強調週間に男女共同参画の特集等を広報・ホームページに掲載する。

【担当課】人権男女共同参画課

- 強調週間に男女共同参画をテーマとした絵画や川柳等の作品を市民から募集し、施設での展示や市の広報等で市民への啓発を行う。

【担当課】人権男女共同参画課

2) 年代間や世代間において、対象に応じた効果的な啓発活動を推進する。

- 関係各課と協働で様々な年代に応じた各種講座を開催し、学習・情報の提供を行う。

【担当課】生涯学習課、健康増進課(保健センター)、人権男女共同参画課

3) 事業所・事業主等に対する啓発活動を推進する。

- 事業所・事業主に対し「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」等の理解・認識を図るため、市広報やパンフレット等で男女平等意識の浸透を図る。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

②男女共同参画に関する各種広報媒体の充実

1) 他市町村における男女共同参画プランに関する資料を収集・提供する。

- 人権センターや市民図書館で男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供に努める。

【担当課】生涯学習課(市民図書館)、人権男女共同参画課

- 人権センターや市民図書館に市町村の男女共同参画プランを備え、市民が自由に閲覧できるよう図る。

【担当課】生涯学習課(市民図書館)、人権男女共同参画課

2) 市の広報等による男女共同参画に関する情報の提供を図る。

- 市広報やホームページ等で男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の意識の高揚を図る。

【担当課】人権男女共同参画課

3) 男女共同参画に関する法令等の周知を図る。

- 「男女共同参画社会基本法」や「中間市男女共同参画推進条例」等の法令を、機関紙「人権センターだより」等に掲載し市民に周知する。

【担当課】人権男女共同参画課

(2) 生涯を通した男女平等教育と教育・学習機会の充実

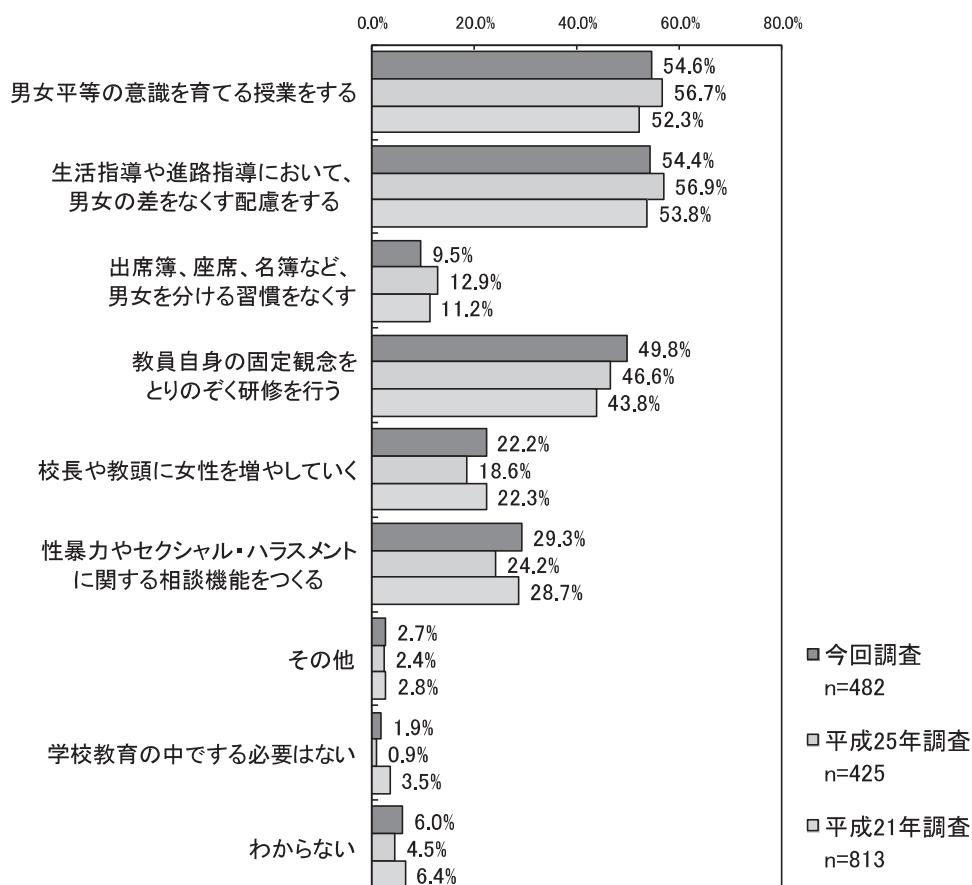
本来、子どもは性別にかかわりなく、一人ひとりに多様な能力や個性が備わっています。そのため、子どもの成長過程において、「男女の不平等意識」や「固定的性別役割分担意識」にとらわれない生き方を選択できるような指導が必要です。

30年度市民意識調査によると、「男女平等の意識を育てる授業をする」(54.6%)と「生活指導や進路指導において、男女の差をなくす配慮」(54.4%)とが僅差でともに高く、次いで、「教員自身の固定観念をとりのぞく研修」(49.8%)となっており、男女平等意識を育成する授業、男女差のない生活・進路指導、指導者の資質向上を要望する人が多いことがうかがえます。前回調査と比べて大きな回答の変化はみられませんが、「教員自身の固定観念をとりのぞく研修」の割合には増加傾向が認められるほか、「性暴力やセクシャル・ハラスメントに関する相談機能をつくる」も前回調査よりもやや増加しています。

このような状況を踏まえ、発達段階に応じ、「家庭」、「学校」、「地域」における男女平等の視点に立った教育・学習を推進することが重要です。

また、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、多様な学習機会の整備が進められています。しかし、国の生涯学習に関する調査（平成30年7月調査）によると、4割が調査時の1年間で生涯学習をしておらず、また、生涯学習を行った人の中でも、男女共同参画等、社会問題に関する学習を行った人の割合は15.4%となっています。学校教育の場だけでなく、生涯を通して男女共同参画の理念や意識の形成が必要であり、さまざまな機会をとらえた意識啓発・学習の推進が課題となっています。

男女平等実現のために学校教育の場で力を入れるべきこと [全体]（前回、前々回調査比較）



※30 年度市民意識調査

この1年間の学習の形式

該当者数	ある学習したことが (小計)	インターネット	修職場の教育、研	動自宅で書籍の学習など	テレビやラジオ	館、図書館、美術館、博物	※1 公民館や生涯学習センターなど公的な機関における講座や教室	2室民間の講座や通信教育※2	※3 同好者のサークル活動	室学校の講座や教	その他	が学習をしたこと	わからない
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	1,710	58.4	22.6	21.5	17.8	14.5	13.8	10.4	9.1	8.0	6.7	0.6	41.3
〔都市規模〕													
大都市	448	63.2	26.8	21.9	23.4	17.0	17.4	7.8	12.3	7.4	6.7	0.9	36.8
中都市	697	61.5	21.2	22.8	17.8	15.2	14.1	11.6	10.0	9.3	7.6	0.6	38.0
小都市	403	46.4	17.1	17.6	12.9	10.7	10.7	10.7	4.0	5.7	5.0	0.2	53.3
町村	162	61.7	30.2	24.7	14.2	14.2	10.5	11.7	9.3	9.3	6.8	1.2	38.3
〔性〕													
男性	822	58.3	27.5	26.3	18.4	15.1	14.0	8.2	5.6	6.7	7.3	0.6	41.5
女性	888	58.6	18.0	17.1	17.2	14.0	13.6	12.5	12.4	9.1	6.1	0.7	41.2

※1 公民館や生涯学習センターなど公的な機関における講座や教室

※2 カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座や教室、通信教育

※3 同好者が自主的に行っている集まり、サークル活動

※4 学校（高等学校、大学、大学院、専門学校など）の講座や教室

※内閣府 生涯学習に関する世論調査

今後学習したい内容

該当者数	学習したいもの (小計)	趣味的なもの※1	健康・スポーツ※2	能職業上必要な知識・技能※3	※4家庭生活に役立つ技能	教養的なもの※5	インターネットに関するもの※6	※7社会問題に関するもの	育児・教育※8	ボランティア活動※9	体験活動※10	その他	ない学習をしたいとは思わない	特にない	わからない
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	1,710	82.3	39.3	34.0	31.1	23.4	22.6	17.8	15.4	13.0	11.0	10.4	0.5	10.8	6.1
〔都市規模〕															
大都市	448	85.9	44.0	36.8	33.3	26.3	30.4	19.4	20.5	13.2	11.6	13.4	0.7	9.2	4.7
中都市	697	82.8	40.2	32.4	33.4	24.1	21.4	19.1	13.3	13.8	11.0	9.3	0.3	10.5	6.3
小都市	403	77.7	33.5	32.3	24.3	19.9	18.6	15.6	12.2	10.2	10.9	9.7	0.5	12.4	7.7
町村	162	82.1	37.0	37.0	31.5	21.0	16.7	13.6	17.9	16.0	9.3	8.6	0.6	12.3	5.6
〔性〕															
男性	822	81.6	35.6	32.5	35.6	12.5	24.8	20.1	19.1	8.0	9.2	10.7	0.6	11.9	5.4
女性	888	83.0	42.7	35.4	26.8	33.4	20.6	15.8	11.9	17.6	12.6	10.1	0.3	9.7	6.9

※1 趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）

※2 健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）

※3 職業上必要な知識・技能（仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など）

※4 家庭生活に役立つ技能（料理、洋裁、和裁、編み物など）

※5 教養的なもの（文学、歴史、科学、語学など）

※6 インターネットに関するもの（プログラムの使い方、ホームページの作り方など）

※7 社会問題に関するもの（社会・時事、国際、環境など）

※8 育児・教育（家庭教育、幼児教育、教育問題など）

※9 ボランティア活動のために必要な知識・技能

※10 自然体験や生活体験などの体験活動

※内閣府 生涯学習に関する世論調査

◎ 具体的施策

① 幼児期における男女平等教育の推進

1) 就学前の幼児に対する男女平等教育を推進する。

- 乳幼児期から一人ひとりの個性や能力を尊重する教育を推進する。

【担当課】こども未来課(さくら保育園)

2) 保育所、幼稚園における教職員、その保護者等に対する研修会を実施する。

- 市内の保育所・幼稚園を通じて、教職員や保護者へ男女共同参画の研修会への参加を働きかける。

【担当課】こども未来課、人権男女共同参画課

② 学校における男女平等教育の推進

1) 男女平等の視点に立った人権教育、性教育等を充実する。

- 全教育活動を通して、人権尊重の視点に立った人権教育の充実を図る指導を行い、男女が互いに責任を分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を発揮できる教育の充実を図る。

【担当課】学校指導課

2) 教育関係者に対する男女共同参画に関する研修を充実する。

- 教職員を対象に男女共同参画の研修会を実施し、その研修内容の精選・深化・充実を図る。

【担当課】学校指導課、生涯学習課

③ 男女共同参画の視点に立った生涯を通した学習（生涯学習）の推進

1) 男女共同参画のための学習機会の充実を図る。

- 地域の公民館等を利用し、男女共同参画社会の実現に向けた学習会等を開催する。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

- 男女共同参画講座の開設等、市民が幅広く参加できるよう情報の提供を行う。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課